

令和元年

南部町議会第3回定例会会議録

令和元年9月10日 開会

令和元年9月20日 閉会

山梨県南部町議会

令和元年

南部町議会第3回定例会会議録

9月10日

令和元年南部町議会第3回定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

令和元年9月10日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ

2. 開会・会議

3. 日程報告

日 程 第 1 号 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 号 会期の決定

日 程 第 3 号 諸報告

日 程 第 4 号 提出議題の報告

日 程 第 5 号 議案の上程・説明

報告第 5 号 平成30年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第80号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第81号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第82号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号）

議案第86号 令和元年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第87号 令和元年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）

議案第88号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第89号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第90号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第91号 令和元年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）

議案第92号 令和元年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）

議案第93号 工事請負契約の締結について

認定第 1 号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成30年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成30年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 4 号 平成30年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成30年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成30年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成30年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 平成30年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成30年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 提出議案に対する質疑・討論・採決（2件）

- 報告第 5 号 平成30年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第93号 工事請負契約の締結について

日程第7 提出議案に対する質疑（23件）

- 議案第80号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第81号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第82号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第85号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第86号 令和元年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第87号 令和元年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）
- 議案第88号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第89号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第90号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第91号 令和元年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第92号 令和元年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 認定第 1 号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成30年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成30年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成30年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成30年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成30年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成30年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成30年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成30年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 提出議案の委員会付託

日程第9 一般質問

日程第10 議員派遣について

4. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 木内秀樹	2番 遠藤高芳
3番 高橋茂広	4番 若林良一
5番 望月光彦	7番 若林一明
8番 市川 強	9番 望月藤一
10番 堀之内可和	11番 遠藤光宣
12番 仲亀佳定	

5. 欠席議員(1名)

6番 小泉昇一

6. 会議録署名議員

11番 遠藤光宣	1番 木内秀樹
----------	---------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

町 長	佐野和広	教 育 長	芦澤和彦
代表監査委員	若林泰文	参 与	望月一弥
会計管理者 (兼) 出納室長	望月 浩	総務課長	小倉弘規
財政課長	遠藤良彦	企画課長	望月一希
税務課長	佐野彰紀	交通防災課長	稲葉芳幸
子育て支援課長	佐野 勝	福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長	佐野武人
住 民 課 長	四條理恵	産業振興課長 (併) 農業委員会事務局長	梶原 猛
建設課長	望月一臣	水道環境課長	渡辺雄治
デイサービスセンター所長	青木正和	アルファセンター所長	遠藤 成
健康管理センター所長	仲 亀 哲 也	学校教育課長 (兼) 学校給食共同調理場所長	市 川 隆
生涯学習課長 (兼) 公民館長・文化館長 (兼) アルカディアスポーツセンター所長	木内一哉	税務課課長補佐	渡辺 基
建設課課長補佐	望月文広	交通防災課課長補佐	若林安彦

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議 会 事 務 局 長 滝 基 成

開会 午前 9時30分

○議長（仲亀佳定君）

皆さん、おはようございます。

令和元年第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

9月に入り、厳しい残暑も幾分和らぎ、日ごとに秋の気配を感じられる季節となりました。

今年の夏を振り返りますと、梅雨の期間が長く、また日照時間が短く、気温も上がらず、7月とは思えないほどの涼しい日が続きました。

しかし、梅雨明け以降は一転、猛烈な暑さと、急激な気温の上昇により、全国各地で熱中症で緊急搬送される人が相次ぎ、連日、新聞やテレビで報道されておりましたが、大変体に応える暑さでありました。

さて、南部町最大のイベント、南部の火祭りは準備期間中は晴天に恵まれたものの、本番当日は台風10号の影響により、富士川の増水、気象条件の悪化が予測されたことなどから、大変残念ではありましたが、中止となりました。来年は、盛大に開催されますことを願うところであります。

9月1日の防災訓練では、昨年度より予知型訓練から、突発型訓練へと変わり、各自主防災組織を基軸とした住民参加型による地震防災訓練が行われました。

また、各地区の実情に即した訓練が実施される中、今年は新たな訓練として、緊急速報メールの発信が行われました。

住民が安心・安全に暮らすためにも、その生命や財産を災害から守る防災・減災は、最も重要であります。私たち議会も、執行部と一丸となって、防災体制に万全を期してまいりたいと考えております。

10月1日の消費税の増税まで、あと20日余りとなりました。平成元年4月、税率3%で始まった消費税は、9年に5%、26年には8%となり、今回、初めて2ケタとなるわけですが、増税後景気の落ち込みなど影響が出ないことを願うところであります。

議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところ、第3回定例会へご参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、平成30年度の南部町各会計歳入歳出決算認定が提出されており、平成30年度の予算が議決した目的に従って適正に執行されたのか、また、どのような行政成果があったのか、執行部から示されるわけであります。

審議内容は多岐にわたり、膨大なものでありますが、町民の負託に応えられますよう、活発で実りある質疑・討論をお願いいたします。

なお、本定例会もクールビズのため、上着、ネクタイの着用は自由といたしますので、ご了承ください。

それでは、本定例会の円滑なる議会運営に格段のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

ただいまから、令和元年南部町議会第3回定例会を開会いたします。

本日、6番、小泉昇一議員より、会議規則第2条の規定により欠席の届けが提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、令和元年南部町議会第3回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（仲亀佳定君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番 遠藤光宣議員および1番 木内秀樹議員の両名を指名いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月27日までの18日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月27日までの18日間とすることに決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長からお手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までに請願1件、陳情2件を受理いたしました。皆さんのお手元に配布いたしましたとおりであります。

請願第1号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書については、会議規則第92条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託いたします。

なお、審査は今期定例会会期中を期限といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本付託案件は今期定例会中の審査とすることに決定いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、平成30年度会計の令和元年5月分、令和元年度会計の令和元年5月・6月・7月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたのでご承知願います。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による、「教育に関する事務の点検及び評価報告書 平成30年度分」の提出がありました。お手元に配布しておきましたのでご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

日程第4 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

○議長（仲亀佳定君）

日程第5 報告第5号 平成30年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第80号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第81号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第82号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号）

議案第86号 令和元年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第87号 令和元年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）

議案第88号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第89号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第90号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第91号 令和元年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）

議案第92号 令和元年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）

議案第93号 工事請負契約の締結について

認定第1号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成30年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成30年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成30年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成30年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成30年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成30年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成30年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成30年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出
決算認定について

以上、25件について、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

町長から行政報告と併せて、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

令和元年第3回定例会開催にあたり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日、南部町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、何かとご多忙のところ、多数の議員の皆さまの出席を賜り、議会が開催されますことに心から感謝申し上げます。

提出をいたしました平成30年度決算認定など、25案件の説明と6月定例議会以降の行政報告をさせていただきます。

一昨晩は台風15号警戒のため、職員とともに庁舎に詰めていましたが、幸いにも直接的な被害はありませんでした。千葉では猛烈な風が吹き、観測史上の記録を更新するなど、関東に上陸した台風としては、統計開始以来、最強クラスのものでした。

首都圏の交通も計画運休と台風による強風で運転を見合わせるなど、通勤通学に大きな影響を及ぼしました。

さて、先月6日に発生した大型の台風10号は速度が遅く、8月15日に呉市付近に上陸いたしました。本町は台風本体からは遠く離れていましたが、台風の東に位置した太平洋側では、広い範囲で激しい雨が長引いたため、長い時間をかけて準備をしてきた火祭りは中止を余儀なくされてしまいました。早朝から火祭り実行委員会の役員の皆さまと、厚い雲に覆われた空を見上げながら苦渋の決断をいたしました。

また、黄海から西日本を通り、東に延びる前線に暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、8月27日から九州北部地方を中心に局地的に猛烈な雨が降り、佐賀県、福岡県、長崎県には大雨特別警報も発表されました。

人的被害は少なかったものの、短時間での降水量が非常に多く、浸水家屋も500戸を超える大惨事となってしまいました。

50年に一度の記録的な大雨といった報道もここ数年よく耳にするようになりましたが、記録的な猛暑や、世界各地で活発化する火山活動など、地球規模での環境の大変動に人類は真摯に取り組んでいかなければならないと痛感させられた夏でもありました。

国内の政局を見ますと、7月の参議院選挙では、自民、公明両党は、改選議決数の過半数を上回る71議席を獲得して勝利しましたが、憲法改正に前向きな日本維新の会を合わせても発議に必要な3分の2を維持することができませんでした。

一方、できたばかりの政治団体のれいわ新選組、NHKから国民を守る党が国政政党の要件を満たすという異例の結果となりました。

首相在日日数が歴代2位となった安倍首相、長期政権が続く中、明日、11日には内閣改造自民党役員人事が行われます。その結果がどのようなになるのか、私も注視してまいりたいと思います。

それでは、6月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

6月7日、議会で同意をいただいた公平委員3名の専任と併せて公平委員会を開催し、委員

長、職務代理の選挙を行い、萩原敬氏が委員長に就任いたしました。

また、最近の職員に対する不利益な処分、苦情処理の状況などについて、職員から報告されたところでもあります。

6月10日、山梨県防災会議水防部会がベルクラシック甲府で開催され、県水防計画の修正や、県地域防災計画の修正について、長崎知事も出席する中、51名の委員により修正案について審議してまいりました。

大雪などの場合の国・県・市町村との相互応援体制、連携体制の整備や、南海トラフ地震時の対応などについて意見が交わされ、修正案どおり議決されました。

6月11日、山岳遭難救助対策峡南支部総会が南部警察署で開催され、出席してまいりました。

翌、6月12日に、下部ホテルで南部警察官友の会の役員会定期総会が開催され出席いたしました。南部署管内の企業や行政が会員となって組織されている友の会ですが、今年度は会長として、南部、身延、早川と広範囲を管轄する署員の皆さまには、日ごろから地域の治安維持のため、ご苦勞をいただいていることに感謝とご慰勞を申し上げてまいりました。

6月14日、全国町村会館で、全国町村会長会議、全国町村会政務調査会が開催され、山梨県町村会長に就任後、初めての会議でしたので、47都道府県の会長をはじめ、これから2年間お世話になる武居事務総長にもごあいさつをさせていただきました。

6月18日に、峡南地域の首長、医師会長、病院長、医療関係団体で構成する峡南地域保健医療推進委員会が開催され出席いたしました。

峡南圏域の保健医療行政を総合的、計画的に推進するための組織ですが、峡南医療圏域のアクションプラン、峡南保健福祉事務所の重点事業、在宅医療広域連携計画など、専門的な立場から多くの意見が出され、地域住民の健康や適正な医療供給体制の確保に地域が丸一となって取り組むことの重要性を再確認いたしました。

6月21日、第19回あじさいまつり開園式が晴天に恵まれた内船公園で開催され、出席いたしました。平成7年から植栽が始まり、今年で24年、多くのあじさいボランティアの皆さんが、このひと時のために1年を通して手入れをしてくださることに、心から感謝を申し上げます。今年も、素晴らしいあじさいが咲き誇りました。来園者も年々増えていくとのことで、内船公園のあじさいの知名度も高くなっていくことに、継続の力強さを感じた開園式でした。

6月23日、渋谷エクセルホテル東急で開催された東京南部会総会に仲亀議長、遠藤副議長、女性団体の代表として佐野よし子さんとともに出席してまいりました。

横山武人名誉会長、柿島一三会長をはじめ、同じふるさと南部を心から愛してくださる会員の皆さまに温かくお出迎えいただきました。昭和、平成、令和と長い歴史を持つ南部会総会も今年で61回目となるとのことで、「自慢の会だよ」と豪語される会員の皆さまに衷心より感謝の気持ちを伝えてまいりました。

7月1日、社会を明るくする運動強調月間に併せて、保護司の皆さまが町長室にお見えになり、安倍内閣総理大臣と長崎知事からのメッセージ伝達式が行われ、犯罪や非行防止、過ちを犯した人の更生について、理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国運動への協力要請を受けるとともに、お越しいただいた皆さまには、保護司としての日ごろの活動のご苦労に対し、感謝を申し上げます。

同日、アピオで開催された市町村長・議長会議に先立ち、若林副知事から県への提案、要望

活動への回答が町村会正・副会長にあり、県への要望はもちろんのこと、国への要望に対しても最大限の支援を表明いただきました。

その後、仲亀議長とともに出席した市町村長・議長会議では、今年度の県の主要施策の説明があり、長崎知事からは施策実現のために、これからもトップセールスをたゆまず展開すると、力強いお話をいただきました。

7月2日、全国町村会経済農林委員会、全国町村会会長会議、関東町村会臨時会長会議、山梨県東京事務所連絡会議が全国町村会館で開催され、任期満了に伴う全国町村会長選挙、令和2年度の政府予算に対する要望が検討され、その後の関東町村会臨時会長会議では7月31日から、私が会長を就任することが正式に決定いたしました。

1都7県127町村、人口200万人の会長職ということになりますので、重責ではありますが、しっかりと務めさせていただきます。

夜には、東京事務所連絡会議に出席し、長崎知事就任後、上京される回数も多いことから、東京事務所の職員の多忙さに驚かされるとともに、機動力のある知事を事務方としてしっかりと支えてくださるようお願いしてまいりました。

翌3日には、同じく全国町村会館で石田総務大臣も出席する中、開催された全国防災危機管理トップセミナーに出席し、北海道胆振東部地震で土砂崩落や家屋倒壊などで甚大な被害に遭われた厚真町の宮坂町長、町村長の危機管理の対応について、静岡大学防災センターの牛山教授、消防庁国民保護小宮防災部長から町村の災害対応力の強化について講演をいただき、ここ数年、全国各地で発生する自然災害の多さもあってか、出席した町村長も真剣に聞き入っていました。

また、宮坂厚真町長には、8月に山梨県町村会で視察に伺うことになっていますので、改めてごあいさつさせていただきます。

7月5日、町営バス運営協議会を開催し、町営バスの運行状況や、老朽化した佐野線バスの更新などについて、ご協議をいただきました。現在5台の車両で町内のバス路線を維持していますが、利用者数も年々減少傾向にあり、2,500万円を超える町費負担も毎年必要になりますが、述べ2万7千人の利用者がいますので、創意工夫を重ねながら、維持管理に努めてまいりたいと思います。

7月7日、道志村村政施行130周年記念式典にご招待いただき、出席してまいりました。明治22年の村政施行以来、130年という大変長い間、配置分合することなく村を継続していくことは、先人先立ちの皆さまの強い意思の表れであることが感じられる式典でありました。

また、明治初期から横浜の水瓶として水源涵養を図られ、今もなお山紫水明の地であることに誇りを持ち、1,600人の村民とともに、心豊かに暮らされている皆さまの温かな心にも触れさせていただきました。

7月12日、山梨県地域振興対策協議会定期総会が北杜市の須玉農村総合交流ターミナルで開催され、出席してまいりました。

この協議会は、過疎や山村地域の関係市町村が連携して、地域特性から生じる諸問題の解決に向けた要望活動をしています。引き続き山村地域振興のため、活動してまいります。

7月17日、峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会が中巨摩地区広域事務組合で開催されました。県のごみ処理広域化計画に基づき、新たに建設する処理施設の候補地の選定作業は、昨年からの協議を開始し、この日で9回を数えましたが、いまだ最終結論に到達せず、

難航を極めております。

構成11市町の首長が必ず出席し、意見集約を図り、候補地の絞り込みを行いました。候補地住民のご理解をいただくまでには至らず、足踏み状態となっております。

誰しもが総論では必要不可欠な施設と理解はしているものの、着地点が定まっておりません。今月13日には、第10回の協議会を開催しますが、最終的な方向性が決定できるよう願っております。

7月15日、全国自治協会評議委員会、全国町村会会長会議、全国町村会経済農林委員会が全国町村会館で開催され、夕方まで公務をこなし、翌26日には国会議員意見交換会に出席いたしました。この意見交換会は、知事が主催し、県選出国会議員、県議会議員代表、市長会長、町村会長がメンバーで、県政課題や市町村要望について、国会議員や県議会議員と情報共有を目的とするもので、懸案課題の解決、政策実現をより具体的に議論させていただきました。

市町村会としては、子ども医療費の助成制度の拡充や、町村財政基盤の強化について、支援要請してまいりました。

7月29日、県道路整備促進協会常任理事会・総会、県高速道路整備促進期成同盟会常任理事会・総会がいずれもアピオで開催され、仲亀議長とともに出席してまいりました。

県道路整備促進協会は産業経済の活性化や、活力ある地域づくりに欠かせないもっとも基礎的な社会資本は道路でありますので、この道路整備を計画的かつ着実に推進するための組織であります。

県高速道路整備促進期成同盟会は、高速道路である中部横断自動車道や、中央自動車道の整備促進と機能強化は、活動圏域の拡大と地域間連携、大規模災害時の緊急輸送路として大きな役割を果たすことから、迅速な整備が必要なため、積極的な活動を展開しています。

今年度、県道路整備促進協会の会長職を仰せつかりましたので、高速道路から生活道路まで、幅広く整備促進のために、組織の先頭に立って、活動を推進してまいります。

同日、ホテルやまなみで町村長OB会定期総会が開催され、町村会副会長の望月身延町長と、渡辺富士河口湖町長とともに出席いたしました。

7月30日、やまなし女性の活躍推進ネットワークサービスが新たに設置されることになり、第1回目の会議が県庁で開催されました。

平成27年に制定された女性活躍推進法の趣旨に基づき、女性活躍の推進に関する取り組みを加速するため、経済団体や、企業、行政が連携して推進することを確認いたしました。

8月6日、山梨県総合計画審議会第1回攻めの山梨成長部会がベルクラシック甲府で開催され、長崎知事のもとで策定される新たな総合計画の構成と考え方が示され、出席委員から積極的な意見や提言がありました。時代の潮流に合った計画策定に向け、私も積極的に発言をさせていただこうと思っております。

8月7日、新々富士川橋建設促進期成同盟会を構成する富士市・富士宮市の市長、議長、本町からは私と仲亀議長が出席して、川勝知事、交通基盤部長、静岡県議会議員に新々富士川橋と周辺接続道路の早期完成を要望してまいりました。

橋梁下部工については、今年度内にすべて工事が完了予定となりますので、完成のめどがついたことに安堵したところであります。

残る上部工と、アクセス道路の早期整備に向けて、今後も強く要望してまいりたいと思います。

8月8日、仲亀議長とともに国道469号、建設期成同盟会を構成する富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市、小山町の4市2町の首長、議会議長とともに、川勝知事、交通基盤部長に未着手、未完了区間のさらなる整備を強く要望いたしました。

翌、8月9日には、須藤富士宮市長、鈴木市議会副議長、仲亀議長と山梨県庁を訪問し、長崎知事、県土整備部長へ、国道469号早期完成に向けて要望活動を行いました。

長崎知事からは、山梨、静岡両県の関係国会議員への要望活動について、積極的な支援と協力について発言があり、来月には実現すべく日程調整が進められることになりました。

8月23日、市町村総合事務組合議会臨時会が一般廃棄物最終処分場管理棟会議室で開催され、組合長として出席してまいりました。施設竣工から10カ月が経過し、焼却灰は飛灰を日々受け入れ処分していますが、議会終了後には組合議会議員の皆さまに施設の埋め立て状況を視察していただきました。

8月26日、南部町教育総合会議を開催し、第2次南部町教育大綱の最終確認、教育振興基本計画の今後について、学校適正配置事業の進捗状況について協議いたしました。

いずれの協議事項についても白熱した議論が交わされ、本町の教育行政の方向性について確認する中で、情報共有することができました。

また、町村の成人式のあり方についても、委員からご意見を伺い、令和4年の民法改正により、成人が18歳となった今も、これまでどおり二十歳の年に実施することが望ましいとのご意見をいただきました。

来月の町村長会議で町村会として意見集約をすることとしておりますので、本町の結論として報告させていただきます。

8月27日から8月29日まで、山梨県町村会の町村長先進地視察研修に参加し、森林資源が豊かで、地元のカバノキを庁舎建設資材として活用した当麻町、それから昨年9月の北海道胆振東部地震で被災した厚真町の被災状況と復興状況について研修してまいりました。

当麻町は人口6,400人、本町と同様に森林が70%を超える森林の町ですが、地域柄カバノキが主産材とのことで、昨年完成した庁舎はカバノキをふんだんに使用した「ひとに、まちに、ぬくもりを与える庁舎」をコンセプトにして、13億円をかけ、公募型プロポーザル方式により施行したとのことでした。庁舎以外にも公民館、公営住宅、子育て総合センターなどにも町産材を活用しておりました。

また、新庁舎にはバイオマスボイラーを備え、冬季は庁舎の暖房熱源として活用されていきました。このバイオマスボイラーは、従来の連続運転ボイラーとは異なり、稼働停止が可能な断続運転ボイラーで、厳冬の北海道にとっては大変魅力的な設備となっております。

厚真町では、昨年、震度7という大規模な地震に見舞われ、広範囲にわたって土砂崩れが発生しました。延々と崩れた山肌を目の当たりにし、想像を絶する被害の大きさに驚くばかりでした。

北海道という土地柄もあって、復興のための工事は期間が限定されることから、厚真町が完全復興するまでにはだいぶ時間が必要になるとのことでした。

被災後のまちづくりをどのように進めていくことが住民のためになるのか、その前に災害からどうやって住民の命を守り抜くのか考えさせられた厚真町での研修でした。

本町でも9月1日に地震防災訓練が町内全域で実施されましたが、日ごろの訓練の重要性和、そのことを町民の皆さまにどのように理解していただくのか、町民の命をどう守るのか、行政

に課せられた使命でありますので、明日は我が身という思いを、町民とともに享受できるように、これからも防災対策にはより一層取り組んでまいります。

以上で、行政報告を終わります。

それでは引き続き、本定例議会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例会への提出議案は報告が1件、条例の制定が1件、改正が4件、補正予算案8件、工事請負契約の締結が1件、決算認定議案10件、合計25件であります。

はじめに、報告第5号 平成30年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見書を付してご報告いたします。

議案集1ページをご覧ください。

本町においては、4指標ともに早期健全化基準以下であり、また資金不足比率につきましても経営健全化基準以下となっており、健全な財政状況にあることをご報告いたします。

次に、議案集3ページ、議案第80号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。臨時非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を図るため、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律において会計年度任用職員制度が新たに創設されたことに伴い、本町で任用することとなる会計年度任用職員の給与、勤務条件等を規定する本条例を制定する必要性が生じたためであります。

次に、議案集20ページ、議案第81号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、成年被後見人および被保佐人の人権が尊重され、不当に差別されないよう、欠格条項等の制限に係る措置の適正化がなされたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

次に、議案集23ページ、議案第82号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。旧氏の住民票への記載を可能とする住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正し、旧氏の印鑑登録への使用を可能とするためであります。

次に、議案集25ページ、議案第83号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律および公職選挙法の一部を改正する法律が令和元年6月1日に施行され、物価変動等を踏まえ、投票管理者等の報酬が改定されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

次に、議案集28ページ、議案第84号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。教育、保育給付の負担上限額の無償化等を規定する、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律ならびに子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等、および経過措置に関する政令の一部を改正する政令が、令和元年10月1日に施行されることに伴い、

本条例を改正する必要性が生じたためであります。

次に、議案第85号から議案第92号までは、一般会計ほか7会計の補正予算であります。

はじめに、令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号）であります。6月補正予算後の情勢の変化に対応するため、平成30年度の決算剰余金および国・県支出金などを主な財源として、緊急を要するものを主体に、必要な措置を講じたところであります。

主なものを申し上げますと、県補助金を財源とした中野排水設備整備工事や、中山間地域総合整備事業による関連事業委託料や、統合に伴う富河小学校外構改修工事、子宮頸がん予防接種後の健康被害補償金などを計上いたしました。

その結果、歳入歳出予算はそれぞれ1億3,569万7千円を追加し、予算の総額を51億6,580万5千円とするものであります。

次に、特別会計であります。主に前年度決算が確定したことに伴う補正であります。

簡易水道事業特別会計補正予算は、繰越金を財源として消費税納付額など475万5千円を補正するものであります。

指定居宅サービス特別会計および後期高齢者医療特別会計補正予算は、前年度決算が確定したことに伴う補正であります。

国民健康保険特別会計補正予算の事業勘定は、県補助金と繰越金を主な財源とし、南部直診勘定および一般会計へ繰り出す予算であります。

また、南部直診勘定では繰越金と事業勘定からの繰入金を財源として、医療機械器具費235万4千円を補正するものです。

介護保険特別会計補正予算は、精算に伴う返還金や決算剰余金を基金へ積み立てるなど、7,151万5千円を補正いたします。

富沢財産区特別会計補正予算は、財産売り払い収入を主な財源とし、基金積立、森林保険料277万円を補正するものであります。

以上で、補正予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。

次に、議案集35ページ、議案第93号 工事請負契約の締結についてであります。町道越渡御屋敷線道路改良工事1工区について、入札により契約相手の選定が整いましたことから、契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、別冊の決算書、認定第1号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第10号 平成30年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定であります。すでに監査委員による決算審査を受け、全ての会計で適切に処理され、正当であるとの意見書を受理いたしました。

お手元にその写しを提出いたしましたので、決算審査意見書の説明につきましては省略させていただきます。

なお、監査委員からご指摘いただきました、住民生活に必要とされる施策を積極的に展開するとともに、さらなる活性化を図り、将来を見据えた施策の推進が必要であるとの貴重なご意見につきましては真摯に受け止め、身を引き締めて町政運営にまい進する所存であります。

以上、本定例会に提案いたしますが、議案の詳細な説明につきましては会計管理者ならびに担当課長に説明させますのでよろしくご審議をいただき、議決ならびに認定を賜りますようお願い申し上げ、私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（仲亀佳定君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

はじめに、報告第5号および議案第85号から議案第93号までの補正予算ならびに工事請負契約の締結について、遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤良彦君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第80号、議案第81号および議案第83号について、小倉総務課長。

○総務課長（小倉弘規君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第82号について、四條住民課長。

○住民課長（四條理恵君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第84号について、佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野勝君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時5分です。

ご苦労さまでした。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（仲亀佳定君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認定第1号から認定第10号について、望月会計管理者。

○会計管理者（兼）出納室長（望月浩君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

ここで、平成30年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率ならびに各会計の歳入歳出決算および基金の運用状況について、若林泰文代表監査委員より審査結果の報告をお願いいたします。

若林泰文代表監査委員。

○代表監査委員（若林泰文君）

代表監査委員の若林でございます。

それでは、私から、去る7月24日、25日の2日間、堀之内可和監査委員ともども実施い

たしました、平成30年度決算にかかる財政健全化審査ならびに各会計の決算審査の結果について、その概要を報告いたします。

はじめに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、審査に付されました財政健全化審査について報告いたします。お手元に配布されております、平成30年度財政健全化審査意見書をご覧ください。

町長から提出されました、健全化判断比率および資金不足比率ならびに算定基礎となる事項を記載した187ページにわたる資料をもとに、財政課より状況を聴取し、審査した結果、これらの書類はいずれも法令等に基づき、適正に作成されているものと認められました。

南部町の健全化判断比率の状況は1ページに、資金不足比率の状況は2ページに記載されている表のとおりであります。

各健全化判断比率・資金不足比率ともに、早期健全化基準ならびに憂慮される基準を大きく下回っており、指摘する事項は特にありませんが、引き続き健全な財政運営の維持に努めていただくことを望みます。

次に、地方自治法第233条第2項および第241条第5項の規定に基づき審査に付されました平成30年度南部町一般会計および特別会計の歳入歳出決算ならびに基金の運用状況の審査結果について、概要を報告いたします。お手元に配布されております、平成30年度会計決算審査意見書をご覧ください。

審査の対象は、一般会計および特別会計9件の歳入歳出決算および定額の資金を運用している土地開発基金の運用状況で、関係諸帳簿、その他証書類と照合しながら審査を行いました。

また、中山間地域総合整備事業、成島工区圃場整備工事、万沢診療所、社会資本整備総合交付金事業、町道越渡御屋敷線改良工事、上富士川橋梁耐震補強工事、富沢デイサービスセンターの事業実施状況および運営状況を調査するため現地確認を行い、各担当者から概況を聴取いたしました。

その結果、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書ならびに基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数に誤りはなく、予算執行も適法・適正であることが認められました。

まず、平成30年度一般会計について、決算意見書の3ページの表1です。

歳入総額が59億7,341万円、歳出総額は55億788万6千円でありました。繰越明許費繰越額として2,616万3千円があるので、実質収支額は、4億3,936万1千円が令和元年度への繰越額となりました。

歳入面においては、主たる財源である地方交付税は、5ページの表4のとおり、前年度の27億8,920万1千円に比べ、普通交付税が4,560万6千円減少し、特別交付税が882万2千円増加、合計で3,678万4千円の減額となり、地方交付税の総額では27億5,241万7千円でありました。

これは、平成17年度に、し尿処理施設・林道整備・消防施設等の建設費用に借り入れた合併特例債・過疎債が終了となったため、基準財政需要額に含まれる公債費の償還が減少したことと、高齢者1人あたりの単位費用は増加したものの、人口が減少したことが主な要因です。

なお、4ページの表3のとおり、歳入総額の46.1%を占め、地方交付税に大きく依存している状況は依然として変わりありません。

町税収入は、6ページの表5のとおり、町民税では、個人住民税が人口減少および高齢化率

の上昇により、調定額・収入済額ともに減少、法人住民税にあっては、中部横断道建設工事完了に伴う大手建設業者の決算に伴い大幅な減少となり、町民税全体では、前年度に比べ収入額がマイナス2,012万9千円の大幅な減収となっています。

今後、所得の減少、人口減による納税義務者の減少や、本年10月の税率改正による国税への税源振替と、中部横断道建設工事がすべて完了する令和2年ごろには、これまでの調定額よりさらに減少し、大幅な減収となることが予想されます。

課税客体の減少によるものなのでいかんともし難いが、当該年度調定額の徴収に最大限の努力を図られたい。

徴収率は、昨年度よりマイナス0.04ポイントと微減したものの、県下でも上位に位置し、高い徴収率を維持していることは、未納者や滞納者に対する催告や丁寧な納税相談による結果であることが確認でき、徴収事務の努力は、昨年度に続き大いに評価に値します。

今後も、税の公平性および公正性の観点から、慎重な対応と徴収の強化を引き続き図られたい。

次に、歳出面では、7ページの表6のとおり、職員数が減少したことに伴い人件費が、臨時給付金支給事業が完了したことにより扶助費が、平成17年度に、し尿理施設・林道整備・消防施設など、建設費用に借り入れた合併特例債・過疎債の償還が終了したことにより公債費が、交流促進整備事業による道の駅なんぶの整備事業、定住化促進事業などが完了したことにより投資的経費が、し尿・火葬事業など、環境衛生業務を委託したことにより物件費が、および特別会計への繰り出しが縮減されたことにより繰出金が、それぞれ減額となっています。

一方、峡南環境衛生組合への加入に伴う負担金により補助費等が、企業誘致用地売却費を地域活性化基金への積み立てとしたことから積立金が、および各公共施設の臨時的な維持修繕が増加により維持補修費が、それぞれ増加となっています。

今後、計画が進められる小学校適正配置事業・中山間地域総合整備事業・橋梁長寿命化補修工事等の投資的事業も控えている中、引き続き行財政改革を念頭に置き、人件費、扶助費および公債費にかかる義務的経費が高い水準で推移しないよう注視し、将来負担を考慮した歳出を図られたい。

次に、特別会計の決算については、10ページ、表13-1、13-2のとおり、特別会計9会計の歳入総額は31億7,762万4千円、歳出総額は30億1,021万5千円となりました。翌年度に繰り越すべき額がないので、実質収支額は1億6,740万9千円となっています。

特別会計においても係数に誤りはなく、予算執行はそれぞれの会計の目的に沿って、適法・適正と認められました。

特別会計の詳細については、簡易水道事業特別会計と国民健康保険特別会計事業勘定を抜粋して報告させていただきます。

まず、簡易水道事業特別会計においては、前年度に比べ、歳入歳出の決算額が増加となったのは、施設の老朽化対策と、万沢簡易水道整備事業の第1配水池電気計装工事等が主な要因であります。

歳入の水道使用料収入は、平成30年度より基本使用料と超過料金の改定を実施し、表15のとおり、調定額で前年度より3,329万9千円増の1億3,868万1千円となっています。

これは、15施設を維持管理するために、表13-2にあるように7,785万9千円の一般会計からの法定外繰入金に大きく依存していることから、その解決に向けた1つの手段として、水道使用料の料金改定を実施したものであり、企業会計として少しでも自立の方向に向かえるよう、なお一層の努力を図られたい。

また、12ページ、表15のとおり、水道使用料の徴収率は5.89ポイント増加し、収入未済額は341万1千円減少し、平成30年度末の収入未済額の合計は1,166万1千円となっています。

あくまでも使用料であるため、受益者負担の適正化に努め、利用者間の公平性・公正性の確保と町民サービスの向上を目指し、今後も、未収金の発生防止とその回収に強力に取り組み、本会計の財政基盤強化を図られたい。

次に、国民健康保険特別会計、事業勘定について。

年齢構成が高く、医療水準が高い一方で、所得水準は低く、加入者の保険料負担が重いといった国民健康保険制度の構造上の問題を解決するため、都道府県が財政運営の責任主体となる制度改正が図られ、平成30年度から施行となりました。

これにより、国庫支出金の受け入れや共同事業の実施が県単位となり、国保税他を財源とする県への納付金により保険給付費のほぼすべてに県の交付金が充てられる形になり、予算項目の更正も大きく変更となっています。

13ページ、表17のとおり、実質収支では昨年度より9,146万4千円減少し、4,239万4千円となっていますが、財政調整基金への積み増しは、昨年度より4千万円多い1億2千万円で、基金の現在高は2億9千万円となり、国保財政総額では大きな変化とはなっていません。

被保険者数が減り続ける中で、ここ数年減少傾向であった保険給付費が増加しており、この状況が続くことは、今後の県納付金額への影響も考えられます。

資格管理、税の賦課徴収事務等は引き続き町が担う中で、令和元年度に国保税の算定方式および税率を見直す改正を行ったところであり、国保財政の健全性を堅持できるよう、今後もさらに疾病の早期発見と早期治療につながる施策の強化と、健康意識の高揚に努められたい。

また、13ページ、表18にあるように、現年および過年分を合わせた徴収率は、徴収事務の努力の結果により、6年続けて収納率が向上しました。しかしながら、依然700万円を超える収入未済金となっているので、平成30年度同様に引き続き徴収事務の強化を図ることを望みます。

以上が、一般会計および抜粋した特別会計の決算概要であります。

中山間地域の小規模自治体である本町にあつては、歳入に占める町税の割合は15.7%と、今後も自主財源の安定的な確保は厳しいことが予想され、交付税をはじめとする依存財源に頼らざるを得ないのが現状であります。

しかし、そうした状況下ではありますが、町政には財政の健全性を保ちながらも、町内の経済活性化を推し進めつつ、直面する課題や最優先して行うべき事業を見極め、限られた財源を有効に活用し、町民サービスを低下させることのないよう創意工夫を凝らし、最小の経費で最大の効果を上げるよう、真に住民生活に必要とされる施策を積極的に展開するとともに、さらなる活性化を図り、将来を見据えた政策の推進に取り組まれることをお願い申し上げます。

なお、詳細については、お手元に配布してあります「財政健全化審査意見書」および「決算

審査意見書」を見ていただき、ご確認願います。

以上、決算審査等の概要を申し上げましたが、依然として厳しい財政事情の中で、町政執行に当たられた佐野町長ならびに役場関係職員のご努力と町議会議員の皆さまのご精励に対し、心から敬意を表し、審査結果の報告を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、監査委員の審査結果報告を終わります。

若林代表監査委員、ご苦労さまでした。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は13時です。

ご苦労さまでした。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（仲亀佳定君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第6 ただいま議題となっております案件のうち、報告第5号および議案第93号 工事請負契約の締結についてを先議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号および議案第93号 工事請負契約の締結について、本日、先議することに決定いたしました。

議案集1ページをお開きください。

報告第5号 平成30年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号 平成30年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終結いたします。

次に、議案集35ページをお開きください。

議案第93号 工事請負契約の締結について、質疑・討論・採決を行います。

まず、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第93号についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

議案第93号について、討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第93号の討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第93号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第93号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

日程第7 議案第80号から議案第92号および認定第1号から認定第10号までの23件についてを議題とし、順次質疑を行います。

なお、これらの案件については委員会付託を予定しておりますので、詳細な質問は委員会審査をお願いいたします。

最初に、議案第80号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、議案第81号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、議案第82号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、議案第83号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、議案第84号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、議案第85号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。

別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

はじめに、歳入について、11ページから14ページ、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第2款総務費から第6款商工費について、17ページから20ページ上段まで、質疑はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

17ページです。2款1項4目企画費の中の19節負担金、補助金及び交付金です、100万円の移住支援交付金ですか、説明をお願いします。

○議長（仲亀佳定君）

望月企画課長。

○企画課長（望月一希君）

市川議員のご質問にお答えします。

まち・ひと・しごと総合戦略におきまして、国のほうから首都圏に住んでいる方、または首都圏に勤めている方が本町に移住した場合に、一定の認定を受けた企業に就職した場合の移住支援金になります。まち・ひと・しごと総合戦略とは、県がやっている事業の分で、町が1件、枠をいただきましてやっているものです。世帯の移住については100万円、個人の移住については60万円の支援金が交付される制度の予算です。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

2款1項5目の分庁舎費です。15節工事請負費、施設整備工事費126万円、説明をお願いします。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（梶原猛君）

市川議員のご質問にお答えいたします。

工事費の126万円ですけれども、この工事費は、健康増進法の改正により、今年7月1日から庁舎、学校、病院などは敷地内禁煙ということで、本庁舎と同様に分庁舎にも敷地内に喫煙室を設置するためです。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

2款1項4目企画費の15節の工事請負費です。中野排水設備整備工事費3,280万円ですか、これはジェイ・エス東扇島倉庫株式会社に売ってあるんですが、そこに売ってあるところをどうして直すのか、説明をお願いします。

○議長（仲亀佳定君）

望月企画課長。

○企画課長（望月一希君）

お答えします。

6月の補正予算でもお願いをしました設計委託料に伴うものです。

本来、工業団地の排水設備等、事前に施行しておくべきですが、オーダーメイド方式という形で、受注業者が決まってから排水路を整備すると、河川のほうまで排水路を整備するという内容です。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費から第9款教育費、20ページ中段から最終23ページまで、質疑はありませんか。

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

22ページの教育費、富河小学校の立木伐採処理についてお伺いします。

どのような設計で、委託料の決め方はどのようにしたかお伺いしたいと思います。

○議長（仲亀佳定君）

市川学校教育課長。

○学校教育課長（兼）学校給食共同調理場所長（市川隆君）

若林議員のご質問にお答えをいたします。

富河小学校の木の伐採につきましては、伐採工と、伐採木片・伐採木の片づけ工、それから伐採木の処分費のこの3つに大別できます。

伐採工につきましては、樹上作業員、地上作業員、それと諸経費と、それから片づけ工につきましては、重機の運転オペレーターと、コンテナ積み込み、それから重機の使用料、回送料等の経費となっております。

それから処分費、枝葉と幹の処分につきましては、重さに単価をかけて積算をしております。

今の説明でよろしいでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

どのような木を切るかという話です。当初予算に、228万円を計上してあります。

228万を委託料として算定するには、どこから、コンサルタントにやってもらったと思うんです、役場の職員が何本切ってやっていないんですけど、当初の228万円では足りなくて、今度に変更ですか、そのへんを聞きたいです。

何本、木があれから増えたわけではないですから、もう今センダンとか、何本も切っているのは承知しています。これは当初の設計、委託の内容が違っていたということですか、そのへんを教えてください。

○議長（仲亀佳定君）

市川学校教育課長。

○学校教育課長（兼）学校給食共同調理場所長（市川隆君）

若林議員のご質問にお答えいたします。

当初予算に計上しました委託料につきましては、昨年の台風被害を受けて伐採が必要と認めた樹木に対し、業者に見積もり依頼をいたしまして、見積もった額を予算計上させていただきました。

危険木ですから、早急に伐採処理をしないといけないというふうに認識をしておったわけなんです、富河小学校の改修工事がありまして、それに伴って外構工事をどのようにするかという話を詰めていく、年度が改まったところで詰めていく必要がありました。

こんな例えが適切かどうか分かりませんが、木を見て森を見ずというような主義に陥らないようにと考えての方策というふうに説明をさせていただけたらと思います。

当初で見積もっていたものについて、クレーン車等を使って伐採をして、処分をして、そのあとまた外構工事に伴い障害木を、新たにまたクレーン車等を導入して切る、伐採するというと、効率的なお金の使い方ができなくなります。そうしたことで、当初計画していたものを手を付けずに待ってまして、外構工事の詳細が決定したところで、それと併せて、新たに伐採しなければいけない木を伐採するという計画です。

今回、補正で予算計上をさせていただいた金額の内容につきましては、それらの処分費に相当してくるのかなということで、こういった席でご質問を受けるということは、叱責の意味も込められたご質問だと思います。重く受け止めております。

ただいまの回答で説明になったでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

こういう委託料は相見積を取るわけですか、そのへんの委託料の算定方法をちょっと。

○議長（仲亀佳定君）

市川学校教育課長。

○学校教育課長（兼）学校給食共同調理場所長（市川隆君）

予算計上につきましては、相見積を取っておりません。1社から見積もりを取っております。実際に執行というところで、相見積を取りまして、契約相手方を決定していくという計画であります。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

20ページの商工費、6款6目奥山温泉管理費の11節需用費の76万1千円の修繕料と、その一番下の7款土木費の1目の11節需用費修繕料125万3千円の説明をお願いします。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（梶原猛君）

お答えをいたします。

奥山温泉の修繕料76万1千円ですが、現在、奥山温泉のろ過機は、内湯と露天風呂の2台あります。

露天風呂のろ過機は完全に故障しているということで、そっちのほうはかけ流し状態でろ過機は使っておりません。そして、内湯のほうも結構不具合が生じているということで、同じ時期に買ったもので、すぐに壊れてもおかしくない状態で、今、使っております。ということで、内湯用と露天風呂用のろ過機のポンプの購入費の修繕料です。

○議長（仲亀佳定君）

望月建設課長。

○建設課長（望月一臣君）

市川議員のご質問にお答えします。先ほど金額が125万3千円とおっしゃいましたが、それは4項公園費の1目公園管理費のほうでよろしいでしょうか。

公園管理費のほうですと、これにつきましては、公園9カ所の施設のうちの2カ所に手すり等があります。鳥獣の被害で手すりが破損しておりますので、その西行公園と内船公園の手すりを交換するものになります。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第85号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第86号 令和元年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

9ページと13ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第86号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第87号 令和元年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

23ページと27ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第87号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第88号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

事業勘定39ページと43ページ、直営南部診療施設勘定51ページと55ページおよび直営万沢診療施設勘定63ページと67ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第88号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第89号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

77ページから82ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第89号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第90号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

91ページと95ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第90号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第91号 令和元年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

105ページと109ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第91号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第92号 令和元年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

119ページと123ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第92号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の決算書をご用意ください。

認定第1号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

はじめに、歳入について質疑を行います。

第1款町税から第13款使用料及び手数料、9ページから14ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第14款国庫支出金から第21款町債、14ページ下段から23ページまで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から第2款総務費、24ページから32ページ上段まで、質疑はありませんか。

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

26ページ、4目企画費の15節工事請負費についてお伺いいたします。

これは1,080万円、中野の売った土地の環境汚染物の除去に伴うものですが、町の税金を使わなかったことはよかったと思っております。

3月議会でも質問をと考えておりましたが、3月18日までに終了するので質問はやめてくださいという話もあったのでやめておきました。

18日の後、私も自分で現地を確認しました。確かに10メートル四方の穴が2つ開いておりました。そこでお聞きします。

これは、12月議会でも議会の賛否を両論したことでございますから、申し訳ないですけど、1月から3月18日までの経過をぜひお聞きしたいと思います。

まずはそこまでお願いします。

○議長（仲亀佳定君）

望月企画課長。

○企画課長（望月一希君）

若林一明議員のご質問にお答えします。

この1,080万円の不用額につきましては、中野、企業の売却した土地に係る汚染の関係の調査です。

国交省のほうで費用を全面的に見ていただけることで合意をいたしまして、当初町で行う予定のものが国交省で行ったという形で不用額になっております。

これでよろしいでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

その間、町は国土交通省の設計内容を確認していると思うんですが、町と同じような設計をしているのかどうか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○議長（仲亀佳定君）

望月企画課長。

○企画課長（望月一希君）

国交省のほうと、町のほうと協議をしまして、町のほうは見積もり等で行っているわけですが、国交省のほうも町が行う予定の事業の内容で検査をして行ったというふうに伺っております。

○議長（仲亀佳定君）

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

聞いておりますということを、私は聞いているわけではないです。そのような設計を、本当に役場として確認したのか、それから完成までにどのようなことでやったのか、これは廃棄物の問題です。うちが1,080万円でやろうとしたことを、同じことをやってもらわなかったら、本来的におかしいです。それを役場は、国土交通省が同じような設計をしたのか、実際それをやったのか、その検査を確認したのかということを、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（仲亀佳定君）

望月参与。

○参与（望月一弥君）

当時、私が企画課長でことを進めておりました。今回の200立方メートルにつきましては、残り産廃処理になりますので、これは埼玉の産廃処理業者に運搬をしております。それらの見積もり等々につきましては、国交省は最終的に国のほうでやりましょうという結論に至ったものですから、果たして国交省が1,080万円以下でできたのか、1,080万円以上かかったのか、そこについては特に国との協議はしておりません。

ただし、今回不用額になった1,080万円を町の予算として議会に上程させていただいた折には、見積りを町が取って、そして1,080万円という予算をお願いしたという経緯です。いずれにしても工事の搬出、重機代、あるいは産業廃棄物処理代、すべてを処分しなければなりませんので、その旨の見積り依頼をかけて、1,080万円という予算に至っているということが経緯です。

○議長（仲亀佳定君）

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

そのことは十分承知しております。だから、町が、国土交通省がやったことを、どういう、例えば検査に立ち会うとか、そういうことでやっているかを聞いているわけです。

○議長（仲亀佳定君）

望月参与。

○参与（望月一弥君）

実際に現場にも立ち会わせていただきました。掘削時にも立ち会いをさせていただき、四方10メートル、深さ1メートルあることを、現地で確認をさせていただき、工事については、どのような工事でやっているのか、安全対策をさせていただいているのか、すべて黙示した上で現地には立ち会っているのが現実です。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

しつこくて申し訳ないですけど、立ち会っている、見ているということで、書類は何も残っていないということですね。

○議長（仲亀佳定君）

望月参与。

○参与（望月一弥君）

書類の内容については、再度、企画課長とともに、企画課のほうでもう一度確認はいたします。これについてはいずれにしても県の大気水質保全課との事前協議も必要ですし、その旨の書類内容、細かいものについては、後ほど確認をさせていただきます。県の大気水質保全課への報告が必要になりますので、その旨の対応は図っております。

○議長（仲亀佳定君）

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

私も公共事業をやってきましたが、基本的に設計でやった場合には、埋戻しまでして、そこまでのお金を積算して払うというのが普通です。今回、聞くところによれば、倉庫会社がいずれ基礎をやるということで、埋めなくてもいいというような話だったと聞いておりますが、国土交通省は大様な設計をしているなと思います。

だから、そういうような大様な設計をしているわけですから、ゼネコンに頼んで、掘ったのをどこかへ持って行って埋めてしまえば分からないというような疑問も湧くわけです。ですから、最終的にどうなったかということを知ることができなかったわけです。

でも今、参与が、大気水質保全課に出すような書類の中で確認するということですから、これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（仲亀佳定君）

望月参与。

○参与（望月一弥君）

今、若林議員から、掘削した後、そのまま埋戻しもししていないというふうなお話もいただいたんですけども、この件につきましても県と協議の上、県の指示のもと、あれは掘りっぱなしで構いませんよということなんです。われわれが、国土交通省と話をしていく協議の中で、国が掘りっぱなしにして、あそこへ安全対策のためにトラロープを張ってあるということの経緯ではないんです。そこまでわれわれもしっかりと詰めた上で、今の現状になっているんです。

それで今後、企業誘致としてあそこへ工場が建ってくると、そういった根伐りで出た土をあそこへ埋め戻していくことで構いませんということまで県と詰めて、ただし、町として、国として、今後あそこを使っていく上で、危険対策、安全対策だけはしておかなければならないと、ですからあそこに、まだいまだにトラロープを張って、安全確保を図っているというふうな現状です。巷の話の中で、掘りっぱなしだとか、それがどこから耳に入ったのか分かりませんが、われわれはやはり自治体職員として、安全確保をしっかりとしなければなりません。何もしないで怪我があったら、さあそれは公共的な事業の中で落ち度があったのではないかというふうな判断をされてしまいますので、やはりそこまで安全対策をかけて、今後につなげていくというふうな内容になっております。

○議長（仲亀佳定君）

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

近い将来に経過と、県と協議した文書をぜひ見せていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

財産に関する調書と事務概要をよろしいですか。

○議長（仲亀佳定君）

まだですね。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費から第4款衛生費、32ページから40ページ下段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費から第6款商工費、40ページ下段から46ページ下段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費から第8款消防費、46ページ下段から51ページ上段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第9款教育費について、51ページ上段から63ページ上段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第10款災害復旧費から第13款予備費及び財産に関する調書について、63ページ中段から77ページまで、質疑はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

75ページの物品です。この中を見ますと、南部町にはドローンがあると思うんですが、これはドローンはどこに当たるんですか。

○議長（仲亀佳定君）

望月会計管理。

○会計管理者（兼）出納室長（望月浩君）

8番、市川議員の質問にお答えします。

76ページにドローンの表記がないことにつきまして、ドローンのここ物品に載っている金額が50万円以上の物品を載せているという経緯があります。ドローンにつきましては、本体価格が40万円程度だったということで、ここには載らないということになっています。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

50万円以上と言いましたが、この中に50万円以下のものはありませんか。例えば大型テレビとか、プロジェクターとか、FAXとか、50万円以下のものはないんですか、すべて50万円以上ということですか。

○議長（仲亀佳定君）

望月会計管理。

○会計管理者（兼）出納室長（望月浩君）

ただいまの市川議員の質問にお答えします。

大型テレビとか、こちらに表記している安いものもありますけれども、ここに載っているのは50万円以上ということになります。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

事務概要もよろしいですね。

産業振興課の中になんぶの湯がありますね。当初3月にレジオネラ菌が出たということで、6月19日の議会最終日の日に、議会が始まる前に議運がありまして、今回、消毒すれば8月の頭くらいには開くだろう。そして今回の消毒は高いもので99.9%除去できると、総務課長は言っていましたが、それで5つのタンクを清掃しまして、そしたらまた出た、その経緯をお願いします。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（梶原猛君）

市川議員のご質問にお答えをいたします。

今回検査をして、すべてのタンクと配管を1回、この後、一般質問でもありますけれども、すべて配管、タンクすべて洗浄しました。薬品は過酸化水素水ということで、そのあと8月6日に検査結果が出まして、9カ所中1カ所、打たせ湯から出ました。

先ほど99.9%という話はあったかどうか分からないですけど、100%出ないというわけではなくて、地球上のすべてにレジオネラ菌というのは存在するものですから、それを極力なくそうということで、高い金額をかけて今回配管洗浄をしました。それで打たせ湯から出てしまったということで、これについては、かなり町としてもショックを受けています。

清掃業者のほうに「どうしてこれが出るんだ、洗浄業者にもこれは責任がありますよ。」という中で、1カ所から出たものですから、6系統の、男湯の大浴場、女湯の大浴場、男女の露天風呂、男女の打たせ湯、男女のジャグジー、そして男女の寝湯と、「この6系統すべて全部、そっちの会社の金ですべて洗浄してほしい。」ということで、もう1回洗浄をやりました。

そして、清掃業者のほうで検査もやって、どうだったかということで、これで完全に出ませんでしたということでした。出てしまったことについてはショックだったんですが、責任の一端は業者のほうにあるということで、すべての配管洗浄を2度行って、現在は出ておりません。

その関係で、当初、本当は8月6日に出なければ、お盆ころの再開もあるのかなという可能性も見えていたんですが、それが出てしまったということで、その可能性は途絶えたということです。

○議長（仲亀佳定君）

8番、市川強議員。

○8 番議員（市川強君）

2 回目の洗浄は業者もちということですね。

打たせ湯から出ているということで、打たせ湯は今門野の湯も、まほろばの湯もみんな打たせ湯は止めてあるんです。みんなあそこから出るのが危ないで止めてあるんですから、南部もできたら止めたほうがよろしいと思うんです。

打たせ湯は飛沫が飛ぶから、一番菌が出やすいんです。それでみんな打たせ湯を止めていますので、危険なところは少し確率が低くなるように、打たせ湯くらいは止めたほうがいいと思います。湯はそれで大丈夫です。

企画課のお試し住宅入居者 3 組、3 万 1 千円。5, 0 5 0 万円かけましたお試し住宅で 3 組 3 万 1 千円ですか、これが 3 0 年度なんです、3 1 年度の見込みとか、課長、どうなっておりますか。

○議長（仲亀佳定君）

望月企画課長。

○企画課長（望月一希君）

1 世帯、兵庫県の方が利用されまして、昨日お帰りにになりました。今後とも、ホームページ等で募集をしていきたいと思っております。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

8 番、市川強議員。

○8 番議員（市川強君）

総務課ですね、その事務概要書の 4 番の中で事業経費です、地下埋設管使用料が 9 6 2 万 7, 6 7 6 円、昨年より 9, 2 4 1 円少なくなっているんですが、これは距離は変わらないと思うんですが、使用料というのは毎年変わるんですか。

○議長（仲亀佳定君）

小倉総務課長。

○総務課長（小倉弘規君）

ただいまの市川議員のご質問にお答えします。

こちらのほうは歳入と歳出を相殺をするというルールで I R U の契約をかけておりますので、実際、電柱などもそうなんです、建てたり、それから増えたりということを相対的に評価して、向こうに貸し出す金額と、われわれが歳入する金額を調整します。

年度間の協定で最終的に同額になるということです、個別に見ていただくとそういうことはあるんですが、うちのほうに協定書というか、契約書がありますので、見ていただければそれと行って来いというか、相殺ができる額で定めております。

個別の個々の単価ではなく、総額のほうでご確認をいただければ、また後ほど、ご必要であれば閲覧をしていただければ結構かと思えます。

よろしくお願いいたします。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、南部町土地開発基金運用状況調書について、最終78ページ、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第2号 平成30年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから10ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第2号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 平成30年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから11ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第3号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第4号 平成30年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、はじめに事業勘定、財産に関する調書を含め、6ページから25ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、財産に関する調書を含め、5ページから13ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、財産に関する調書を含め、5ページから12ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第4号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第5号 平成30年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、7ページから26ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第5号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第6号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから9ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第6号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第7号 平成30年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第7号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第8号 平成30年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから9ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第8号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第9号 平成30年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第9号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第10号 平成30年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第10号についての質疑を終結いたします。

以上で、質疑を終結いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第8 提出議案の委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布してありますとおり、所管の常任委員会へ提出議案を付託いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してありますとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

日程第9 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の1つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は、2回までですのでもよろしくお願いいたします。

なお、残り時間は、前方の右壁に表示されますので十分ご注意ください。

時間が経過した場合は、議長が質問を打ち切りますので申し添えます。

最初に、4番、若林良一議員の質問を許します。

4番、若林良一議員。

○4番議員（若林良一君）

4番、若林です。

庁舎の非常用電源についてということで、質問をさせていただきます。

最近の異常気象に伴い、災害時に庁舎の電力を賄う非常用電源について、国は電源供給時間は72時間連続の稼働が望ましいとしている中、総務省の調査にての結果ですが、山梨県では8市町村、29.6%が整備されております。

昨年の北海道胆振地震の際、ブラックアウト、これは全域停電ということで、復旧するまで約3日間かかりました。国では停電時の発電燃料の備蓄のタンク等の設置、または既存タンクの増築等の対応を求められておりますが、莫大な費用負担が懸念されています。各市町村担当者から必要性は理解をしているが、早期対応は難しいとの声が出ている状況の中、国の方針では、大規模災害の停電時や物資輸送の停止などに備え、災害対策本部等の電源確保、それに伴う非常用の燃料の備蓄等も必要不可欠であります。

南部町の場合は本庁舎のみが72時間の発電、分庁舎に関しては75リットルの10時間、万沢支所に関しては36リットル、42時間という備蓄燃料または発電時間です。

現時点で南部町の発電能力的に心配がありますが、今後の災害時に対しての対策方法、また備蓄燃料設置に関しての考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（仲亀佳定君）

若林良一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

若林議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の町の庁舎等の自家発電装置の発電時間は、本庁舎は燃料タンクが600リットルで稼働時間が58時間、それから分庁舎は75リットルで8時間、万沢支所と診療所の間にある自家発電装置は、FM告知端末用のものでありますが、災害時にはコンセントから支所や診療所への電源供給ができるようにしてあり、タンク容量が36リットルで稼働時間は約16時間となっております。

内閣府の「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」によれば、非常用発電機の電力確保については、人命確保の観点から72時間が望ましいとされております。

現在、稼働時間72時間を確保するには、本庁舎では142リットル、分庁舎では595リットル、万沢支所では124リットルの備蓄燃料が計算上必要となりますが、交通防災課で一昨年に本庁舎、昨年に分庁舎で実施した停電時初動対応訓練において、どちらの庁舎も現状では最大消費電力の半分以下の使用量であり、発電機の保守管理を委託している電気業者によりますと、消費する電力の容量により稼働時間は変わるということで、稼働時間はもう少し増えるのではないかとのことでした。

災害時には、優先的に取り組むべき重要業務を抽出し、庁舎および町有施設自体も被災により人員、物資、情報、ライフライン等の利用可能な資源が大幅に制約された状況下において、限られた資源を効果的、効率的に投入し、非常時の優先業務がより高い水準で、継続的に実施

できるようにすることを目的としなければなりません。そのためには、災害対策本部となる本庁舎、また、地域の重要拠点となる分庁舎等の施設については、通常時と同等の機能を保っていないければなりません。そのためにも、備蓄燃料の確保は通常時と同等の機能を保つためには不可欠であります。

町としましては、災害時の電力確保を補うため、自家発電機以外にも、多くの発電機を整備し、対応を行えるよう考慮しているところではありますが、これらにつきましても燃料の確保は必要不可欠であり、そのためには、指定数量以上の燃料等の指定可燃物を貯蔵できる危険物貯蔵施設の設置も視野に入れ、検討・整備をしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

4番、若林良一議員。

○4番議員（若林良一君）

ありがとうございます。

南部町は、地形的に侵入交通網が本当に限られております。つい最近、中部横断道もできたわけではありますけれども、これができたから安心するわけではありません。危険箇所が多く、災害時に寸断されることが本当に懸念されます。

先ほどの答弁の中で、内閣府の「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」の中にもあります非常用発電機稼働燃料の数量が、各所でまだ賄えていないという状況の中で、今後停電時初動対応訓練等を前向きに考えていただき、実施していくことが本当に重要だと思います。また今後、備蓄燃料確保は必要不可欠でありますので、設置と整備を検討いただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきますけど、これについての回答は結構です。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、若林良一議員の一般質問を終了いたします。

次に、7番、若林一明議員の質問を許します。

若林一明議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

まずもって、伝統ある南部の火祭りが台風の影響で中止になったことは誠に残念でございます。この間、実施にご努力された実行委員会、特に役場の皆さまの努力には敬意を表したいと思います。

さて、私は行政にスピードをという題名で、町長に質問をしたいと思います。

中部横断道の富沢南部インター間の開通が夏ごろから11月ごろになるという報道がなされました。工法の関係で致し方ないのかもしれませんが、この区間が中日本高速の施工区間だったらどうでしょうか、官と民間のスピード感が違う事がよく分かりました。

さて、これまで私は、3回ふるさと納税について質問をしました。3月の議会では6月ごろにはふるさと納税の返礼品等の制度拡充にめどをつけるということでしたが、何も6月の議会

では答弁がございませんでした。担当に確かめたところ、まだ商工会に返礼品のアンケートを取っているというようなことでした。

私は質問で新たな返礼品の商品開発などを望んでいたわけではありません。今あるお茶、お茶のペットボトル、季節限定のタケノコなどをどうかと質問したわけです。

いずれにしても、関係部署にスピード感はない、これは私の感想でございます。早くやる気というのも見えませんでした。誠に残念に思っております。これについてどのような指導をしてきたのかを伺いたいと思います。

また、なんぶの湯についてですが、先ほど梶原産業振興課長がお答えしたわけですが、全員協議会では8月中旬をめどに頑張りたいという説明でしたが、洗浄後にまた菌が出たということで開場は11月ごろになるとの説明でした。問い合わせに対して、緊張感はないし、スピード感をもって今後対応してゆくという状況でもありませんでした。火祭りの準備に忙しいこともあったでしょうが、この感覚がなんとかならないかと思っている次第です。町長の感想を伺います。すぐにやる課をつくれとは言いませんが、スピード感は大切だと思います。

○議長（仲亀佳定君）

若林一明議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

質問事項にお答えいたします。

はじめに申し上げますが、私はずっと民間出身です。町長になって行政執行を進めていく中で、いろいろジレンマに陥りました。それは、議員がおっしゃったとおり、スピード感でした。

私の性格上、決めたことはすぐにでも実行しなければ気が済まないたちです。ですから、職員には常日頃、このことは伝えております。ですから私が、私のこの言葉は、皆さん職員が分かっておりますから、かなり理解しているはずです。

それでは最初に、ふるさと納税に関する件ですが、J A山梨みらいのペットボトルおよびお茶については、今年4月より、ふるさとチョイスに既に掲載しております。これらの返礼品に対し、現在5件のふるさと納税があり、商品も発送済となっております。ふるさとチョイスのホームページをご確認いただけたらと思います。

商工会につきましては、5月に商工会事務所を訪問、早期に返礼品を決め、手続きを進める旨の催促をしました。商工会はできるだけ多くの商品にメリットがある形にしたいという意向から、地元商店が扱っている商品をいくつかのセットにして返礼品にするため、商品の組み合わせ案を検討しているとのことでした。先月、5種類の返礼品セットの提案があり、担当が確認し、ふるさとチョイスに掲載する写真の提示を求めているところです。商工会の対応が若干遅いので、再度催促いたします。

また、季節限定のタケノコについては、J A山梨みらいと昨年度から協議しておりますが、今年のような不作の年の数量の対応・タケノコ生産者部会との協議・鮮度を保つための具体的な発送方法など、解決すべき点がいくつかありますので、今後も協議を続け、なるべく早く返礼品として登録できるようにしたいと考えております。

次に、なんぶの湯についてのご質問ですが、このなんぶの湯については、議会に対し、最後に説明したのが、6月議会開会中の6月17日、午前中、議会の現地視察があり、その日の午

後、緊急開催した議会全員協議会でした。

この時点での説明では、最終の検査結果がまだ出ていない状況でしたので、再開時期には特に触れませんでした。その席上、質疑の中で、8月中旬を目途にという意見が出たのは事実であります。

ここで説明した内容については、若干触れておきたいと思います。

この時の説明では、議会閉会後に、総合会館の脇にある源泉貯湯槽の水質検査の結果が出るので、もし、不適合という検査結果になった場合、この源泉貯湯槽からなんぶの湯までの配管約500mの管路洗浄を含む総額2,000万円を超える補正予算を本議会に追加提案させていただくと説明をいたしました。

もし、この検査結果が、適合であれば、8月中旬に再開できる場合もあったかもしれませんが、6月19日議会閉会から2日後、6月21日に、源泉貯湯槽から10未満ではなく、10という基準値をわずかに上回るレジオネラ菌が検出されたことで、さらに、源泉貯湯槽に入る前の源泉本来の水質も検査することになりました。この源泉からレジオネラ菌が出ることになれば、この温泉施設自体の存続が危ぶまれることになってしまいます。

しかし、その結果が7月3日にあり、それについては適合だったので、即日、正副議長にも報告する中で、専門業者と今後の対応策を協議し、最短かつ確実な作業工程を検討いたしました。

今回、洗浄作業に使用する薬品は、過酸化水素水という劇薬で、しかも薬品20キログラムのポリタンクを82本と、大量に使用するため、調達に3週間ほどかかったことも、遅れた要因の一つとなりました。それでも洗浄作業については、7月中に終了しましたが、その後の水質検査結果で9カ所中1カ所、打たせ湯から微量のレジオネラ菌が検出されたので、6系統の中の1系統ということですが、業者の責任において、再度、6系統すべて洗浄作業を実施し、再検査の結果、8月19日に適合という速報が来ました。これで、ようやく洗浄作業が完了した訳です。この間、特に、緊張感がなくダラダラやっていた訳でもなく、逆に、火祭りの準備から開催寸前まで、台風などの影響もあり、緊張感をもって、日々河川敷の草刈りなど、休日も惜しんで準備をする傍ら、なんぶの湯の洗浄作業については、火祭り作業を中断して、職員が立ち会う中で作業が適正に行われているか、確認をすることも怠ることはありませんでした。

町として、完全な状態にして株式会社TTCに引き継がなくてはなりませんので、かなりの時間を要しております。なんぶの湯をご利用の皆さまには、大変ご迷惑をおかけしておりますが、ご理解いただきたいと思います。

TTC側としても、引き継いだ後に、レジオネラ菌が検出されたということになれば、責任の所在がどちらになるのか、かなり慎重になっていることも事実です。最悪の場合、営業補償などの損害賠償請求に発展しかねないということもあり、社内の自主検査を行い、納得した上で本契約に望みたいという意向を拒むことはできませんので、本契約に至るまでには、かなりの日数を要することになります。この本契約後の保健所や消防署の許認可には、約1カ月かかるということになります。

このレジオネラ菌というのは、空气中、どこにでもいる菌なので、温泉水が空気に触れるだけで繁殖すると言われておりますので、この検査結果次第でどうなるのか、現時点では全く分からない状況ですので、ご理解賜りたいと思います。

今後、再開の目途については、確実な見通しがつくまで、公表は差し控えさせていただき、

TTC側としっかり協議する中で進めていきますので、ご理解願いたいと思います。

今回、若林議員の質問の中で、「開場は11月ごろになるとの説明でした、問い合わせに対しては、緊張感はないし、スピード感をもって今後対応してゆくという答えでもありませんでした。」とありますが、産業振興課に来て確認した訳でもなく、いつ・どこで・誰が説明したのか、明らかにした上で、再質問があれば応じたいと思います。

いずれにいたしましても、地方自治体の運営を担う私どもが、緊張感やスピード感を持って業務に当たることが大変重要であることは、私も十分理解しておりますので、地方行政の経験豊かな若林議員には、各所属職員の元へお越しいただき、ご助言などいただければ、今回のご質問のような齟齬が生じることはないのではないかと思います。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

私は、8月19日の一般質問の締め切りということで役場にはいきませんでした。

ただし、役場のほうに電話をかけました。火祭りで忙しいだろうということで、電話で済ませました。ちなみに、ふるさと納税については、前田さん、それからなんぶの湯については梶原産業振興課長に直接聞いたところです。そのような状況の中で、ダラダラ感と言って申し訳なかったかもしれないですけど、そういう感じを持ったということをご報告いたします。

ふるさと納税については、ほとんど答えはありませんでした。少数精鋭で役場の職員の方、いろいろやっているとすんですけど、課長以下5人くらいの世界ですから、やはり懸案事項については、職員皆さん、課の中では事案をぜひ共有して、質問されたら答えられるような体制をとっていただけたらと思います。

ふるさと納税については、聞かなければ答えていただけませんでした。4月からやっているというんですけど、私は何回も言ったんですけど、全員協議会でも、6月の議会でも何もお答えはございませんでした。

別に、私の提案をばくったとは言いませんけど、せめて質問した人にその答えをしてくれるのも悪いことではないと思いますが、そのへんは人によりけりですから、それはそちらに置いときます。

今日の答弁では、4月から行っていますのでホームページを見てくださいということでしたから、私もホームページを見ました。その中で、町は5品目を2万円という形の中でやっております。これがそうなんですけど、本来、この金額については自由ということでございますから、カレンダーだけで済むなら、カレンダーの金を3千円という形で載せるべきだと思います。このままの形ですと、要は2万円以下は受け付けないというような形の中でのホームページでございます。

そして、南部町は5品目です。いろいろなことで峡南各地のものを、みんなそれに同等にならうというような役場の公務員の習性の中でやるならば、峡南地域の富士川町、身延町、早川町、市川大門町、みんな100品目近くあります。それから4千円から、身延の竹炭入りの布団が40万円というのもあります。そういう中で、長崎知事が7月9日の新聞発表で、山梨県

の市町村は、いわゆる特産品がないということで、共通の品を、これを使っていいよというようなものを9品目くらい挙げております。ピオーネとか、今はやりの優秀なブドウですね、それとかお酒をやっております。

ところが、町はそれには乗っておりません。ほかの市町村は、やっぱり、富士川町だったらある春鶯囀を市川大門町が売りたいということで、そういうタイアップをしているわけです。このへんに乗らなかった理由と、今、町長もおっしゃったように、いまいろいろやっておりますから、もっと低いお金も出てくるか分からないんですけど、将来的にこの品目をどの程度に、峡南各町にならうくらいの数字にするのか、もう2万円でいくのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

それと、TTCとの話が、全部が終わってからやるというような話でしたが、私の言うスピード感というのは、その最後の時にはTTCにも、例えば一緒になって、検査をしてもらうということになれば、これは1月間は縮まるわけです。そういうような先を見たやり方というのが、どうしてできなかったのか、そのへんも、それは課長でも構いませんけど、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

若林一明議員の質問が終わりました。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

産業振興課のほうから話がありますけど、先ほど知事が、品目のないところには言ってもらえればという話がありました。さっそくそれは産業振興課にも話をして、問い合わせましたところ、「ちょっとうちには該当できない」というような意見がありまして、そうだったんですよ。ですから仕方ないかと、再度またもう一度考えてみようという、これは間違いがないんです。あとは産業振興課のほうで。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（梶原猛君）

それでは、若林議員の質問に答えたいと思います。

先ほど、TTCと検査を一緒にやれば少しでも期間が縮まるということで、それは確かに自分のほうもいついつ検査で温泉水を汲むから、立ち会ってくれという話はしました。

でも、やっぱり向こうのほうも、前日に言ったわけではなくて、1週間くらい前に言って、来れるようにはして、それでもいろいろと忙しくて行けないということでした。

その前のユアーズに対して、確かに同じ不信感を抱きました。

その時、ユアーズは自分たちで温泉水を汲んで、自分たちの関係の検査機関に送ったもので、それでなお検査結果を伏せていた。そして、再検査も違う業者にしてくれと言ったんですけど、同じ業者でやらせて、再検査結果がOKになった。何かおかしいぞということで、TTCも、町も、もう1回、町で温泉水を汲もうということになって、そしたらやっぱり出てしまった。

それで今回も、同じようにそういう疑問を抱かれるのは嫌だから、1週間前くらいにTTCに言いました。しかし、「仕事で行けないから、そっちでやってくれ」ということで、こっちで

やったところ、9カ所の温泉水を汲んだうちの1カ所から出たということで、一応、町としての誠意はTTCにも言ってあります。

ということでよろしいですか。

あと何かあれば。

○議長（仲亀佳定君）

望月企画課長。

○企画課長（望月一希君）

ふるさと納税の県の中の9品目というのは、ふるさと納税の産品を近隣の町村でもホームページに載せていいよと、要するにブドウ等の人気のあるものについては、そういうものがない産地の市町村にも出してもいいよと、出す市町村のまず同意が必要になります。その中で、要するに例えば甲州市のブドウを南部町で、じゃあホームページに載せてもいいよと、まずその承認がないと始まりません。

その中でやるわけなんです、うちについては市川議員が2カ月ほど前に企画課のほうにお見えになりまして、その話も若干させていただいたんですが、南部町のイメージとブドウのイメージと、一致するかどうか微妙なところで、うちは手を挙げなかったわけです。

向こうのほうも、どこの町で出しているよというへんのお互いの実態の合意がないと成立しないという話だと思います。

ふるさと納税の考え方については、さまざまあるかと思います。県内では富士吉田市が一番力を入れているのではないかと、専任の職員もいまして、商品の発送業務まで職員がやっているというような状況になっているかと思います。

本町に取りましても、返品品を発送する業務をどこが担うかというところが若干のネックになっておりまして、町のほうでまた大々的にやるという形になりますと、内部の業務等を担う職員を専属に置く等まで考えなければいけないかと思いますので、この先、もうしばらくお時間をいただいて、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（仲亀佳定君）

町長ならびに、各担当課長の説明がありました。

再質問はありませんか。

（ な し ）

若林一明議員の1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

あと17分ですが、歩道の管理を町でということで、提案させていただきます。

国道の維持管理は国が行うことは重重承知しておりますが、あえて提案させていただきたいと思っております。52号線にはしっかりした歩道が併設されているところが多くあります。最近では健康維持のため、ジョギングや散歩をする人が、歩道を利用しております。草刈りを始めとした維持管理は国の仕事の範疇ですが、草の繁茂する刈り取りの必要な時期に、守備範囲の広さから国としてもすぐには手が回らないのも現実で、それはそれとして受け止めております。

県道富士川身延線も町道アルカディア線の脇もしっかりでございます。県も国も町も、そういう維持管理に回すお金がふんだんにあるとは思っておりませんが、それもしょうがないと思っています。ただ、楮根の国道の歩道は時期になると、蔦が繁茂し歩道の半分以上になり、これに足をとられて、けがをした人もおり、建設課に国への陳情をお願いしたこともあります。適切な時期に草刈りが行われておりません。利用が多い歩道部分だけでも町が委託を受けて、実施することはできないでしょうか。ぜひ本提案を国に上げていただきたく、見解を伺います。

ただ、もう見解は分かっているんですけど、私の質問があったからかどうかは分からないです。水神松からかじやの給油所までの歩道は除草剤がかけてあってもう枯れておりますので報告しておきますけど、簡単な答弁をよろしくお願いします。

○議長（仲亀佳定君）

若林一明議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、簡単にとのことですから国道の一部の除草を町が受託できないかということですが、議員さんご承知のように、峡南国道出張所では年間を通して、国道52号の維持管理を契約し、委託事業者も現在確定しております。

最近、国道52号、その前あたりがきれいになりましたけれども、昔は年2～3回程度は予算もあり、除草維持管理としてやっておりましたけど、近年、国の予算も厳しく、草木の一番陰しい時期に1度行う予算しか確保できていないのが実情であります。また、町への一部委託ということは管理区分上、でき兼ねるそうです。

ただし、苦情が多くあるような箇所でしたら、部分的ではありますが、随時対応していくとのことでした。今後、全路線の除草は秋口になるかと思いますが、あまりにも目に余るものがありましたら、早急に対応していただけるよう町からもお願いしてまいります。

ここで1つ、今、町内の土建業者さんがいくつか仕事はそこそこありますけど、今後、時間が空くようでしたら、町の維持費を使って、そのへんのことまでやろうかなと思っているところはあるんです。それだけちょっと申し伝えておきます。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

以上で、若林議員の一般質問を終了いたします。

次に、8番、市川強議員の質問を許します。

市川強議員の質問は3問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

3問ありますが、1問目です。

高齢者運転者に補助金を。

巷では毎日のように高齢者運転によるブレーキの踏み間違いの事故がニュースで流れてい

ます。加齢による反射神経の反応の鈍さもありますが、ほとんどが慌ててアクセルとブレーキの踏み間違いによるものです。

そこで高齢者の自動車事故を防止し、運行の安全の確保を図るため衝突被害軽減ブレーキ等の補助金制度を提案いたします。

１．衝突被害軽減ブレーキ等を搭載した新車の購入費の一部を補助する制度です。車線逸脱防止を支援する機能、ペダルの踏み間違い時の抑制機能、ふらつき運転時の注意喚起などがあります。その一つの機能を有する車を購入したら購入費の補助をしたらいかがでしょうか。

２．車線逸脱防止を支援する機能、ペダルの踏み間違い等の抑制機能、ふらつき運転時の注意喚起などに有効な器具が発売されています。これら器具の購入費に対して補助を出したらいかがでしょうか。

以上、２点を伺います。

○議長（仲亀佳定君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

ただいま議員から、毎日のように高齢者の運転によるアクセルとブレーキの踏み間違いなどによる交通事故が起こっており、この高齢者の交通事故の防止と、運行の確保を図るための補助金制度として、１つは、衝突被害軽減ブレーキなどの先進安全装置のついた新車を購入する場合、もう１つは、現在ある自動車に、車線逸脱防止を支援する機能やペダルの踏み間違い時の抑制機能などの安全運転支援装置を購入・設置する場合に、補助金を出したらどうかという２つのご提案がございました。

確かに、近年は、議員がおっしゃるとおり、アクセルとブレーキの踏み間違いなどによる高齢ドライバーの方が当事者となる重大事故が多発している状況です。コンビニやスーパーの駐車場から店舗に突込んだなどといったニュースもよく聞かれます。

議員から提案のありました補助金制度につきましては、１つ目の、衝突被害軽減ブレーキや車線逸脱警報装置、ペダル踏み間違い時加速抑制装置などの先進安全装置のついた安全運転サポート車を購入する場合に補助金を交付する制度は、現在、全国では香川県や石川県などで実施されております。

また、２つ目の、安全運転支援装置の購入・設置に対する場合への補助金は、今年度、東京都で制度化がされました。

これらの補助金につきましては、去る、８月５日に、私のところにことぶき勸学院の峡南支部の幹部の皆さまが役場に来庁した際に、この件についての要望もあり、私も気にはしていたものですから、さっそく８月９日の山梨県への要望のおり、県の防災局長に話をしてみました。

その話では、まだ、山梨県では補助金制度についての議論はないとのことと、県内市町村でも今のところ補助金制度があるとは、聞いていないとのことでした。

東京都は財政力もありますので、容易に補助金を出すことが可能ですけれども、南部町としては、財源も必要となることなどから、すぐに制度化することは考えておりませんが、これからの国や県の動向を見ながら、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

補助金は小さな町でもあります。運転支援装置購入補助金を出している自治体は昔からあります。例えば福島県大熊町、人口1万人ですが2012年6月から施行されております。また、岐阜県富加町、人口5,700人も2019年4月から施行されております。

山梨県内、今までどこも出していなかったんですが、この間、9月6日の山日新聞に、北杜市の渡辺市長は、5日の9月定例会において、補正予算で後付ペダルのふみ間違い加速抑制装置の補助費用を盛り込みました。

「山梨県初の制度として、事故を少しでも減らすことができればと期待を口にしました。」と記事が載っていました。

市は北杜市に、最初の補助は譲りましたが、町としては最初に計画してはいかがでしょうか。

その同じ新聞に、内側のほうに高齢者追跡調査の記事で、車の運転をやめると、要介護のリスクが増えます。近年では高齢者の事故が問題になり、免許返納を進めるなど、運転を止めるよう促す機運が社会全体に高まっている。

しかし、筑波大学の市川政雄教授は、運転を止めると閉じこもりがちになり、健康に悪いのではないかと、活動的な生活を送る支援も大切だ、運転を継続したときの要介護リスクを1とした場合に、運転中止だが、公共機関利用をした場合は1.7倍、運転中止、自由な移動手段がないとリスクは2.2倍になると書いております。つまり、運転を止めると、要介護状態になる人が増える確率が非常に高くなります。

介護保険も使用者が増え、町の財政も圧迫する確率が高くなります。このことを踏まえ、数万円で後付ペダルふみ間違い加速抑制装置を補助時費用に盛り込むことは、町の医療費削減にも大きな成果が出ます。

いかがですか、考えをお聞きます。

○議長（仲亀佳定君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

議員さんがおっしゃっていましたように、過日、北杜市でも2万6千円を上限に支援をするということが載っておりました。本町はこれまで、幸い、高齢者によるそういった事故がないものですから、なかなかそこまでは頭が回らなかったんですが、実は、私は今、県の町村会長をしておりまして、来月、南部町でその会議がございます。私とすればこういう話を、事案、提案しようかなとは思っているんです。

と言いますのは、各町村が最初に手を挙げる、それは格好がいいかもしれませんが、しかし、ある程度われわれが手を挙げたことによって、周りがやらないところは、なんだあそこばっか

り先進に進んでしまっという、いろいろ財政事情もあるようですから、やっぱりこういうこともあるからどうですかという、そんな提案はしたいと思っております。

ですから私ももともとこの話は、質問される前から動いておりますから、もうしばらく県の町村会はどういう動きになるか、それによってはわが町も、そんなに多い人数がかかわるわけではありませんから、そこまで踏み込もうかなとは思っております。

たぶん、上限で10万円くらいかかるんじゃないですか。8万円から10万円、そして北杜市が2万6千円という数字がありましたけれども、せっかくやるんでしたら、私は半分くらいはやってもいいかなと、そこまで突っ込んでやろうかなとは思っておりますけど。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

後付の補助装置などは、大手カーショップで3万円、4万円で取り付け費込みで販売しております。今は、売れ行きが良く、ほとんど売れ切れになっていますが。それと新聞読みましたか、中の介護リスクの話、あれをよく検討してもらいたいと思います。

回答はいいです。

2番目の質問に移ります。

幼児教育・保育の無償化についてです。

10月よりの幼児教育・保育の無償化による対策・影響について伺います。

1. 国の説明会以後の取り組みとスケジュールはどのようになっているのか。

2. 保護者への周知方法は。

3. 無償化の対象の中に行事費・通園バス代・給食材料費・暖房費などは含まれていないと思うが、これらの取り扱いはどうになるのか。

4. その徴収方法は。

5. さまざまな対応が必要だが現在の職員体制で対応はできるのか。

以上、5点を伺います。

○議長（仲亀佳定君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、2問目の幼児教育・保育無償化についてのご質問にお答えさせていただきます。

1つ目の国の説明会以後の取り組みとスケジュールについてでありますけれども、今回の子ども子育て支援法の改正では、幼稚園および保育所の3歳以上児等の利用者負担額がゼロとなることから、利用者負担額等に関する条例改正が必要となります。この条例改正につきましては、今定例会に改正条例を上程したところです。

幼児教育・保育の無償化に関する情報につきましては、保護者等への周知が必要となることから、現在その準備を進めているところです。

また、幼稚園および保育所の利用者負担額等の算定については、電算処理を行っており、システムを改修する必要がありますので、そちらについても現在作業を進めております。

なお、10月からの幼児教育・保育の無償化により、保育所や幼稚園の3歳以上児等については、利用者負担額がゼロになりますが、保育所の3歳未満児については、今までどおり利用者負担額をお支払いいただくこととなりますので、混乱や間違いが生じないようにしっかりと周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

続いて、2つ目の保護者への周知方法についてですけれども、幼稚園および保育所において、それぞれ、幼児教育・保育の無償化に関する説明会を実施する予定です。

また、今月号の町の広報誌やホームページ等にも掲載し、電話での問い合わせにも対応していきたいと思っております。

続いて、3つ目の無償化の対象の中に、行事費、通園バス代、給食材料費、暖房費などは含まれていないが、これらの取り扱いはどうなるのかとのことですけれども、保育所の行事費、通園バス代、暖房費については、現在、徴収しておりませんので、改正後も無償のままとなります。

しかし、給食材料費につきましては、今までも利用者負担額に含まれており、今回の改正では、無償化の対象とならないため、3歳以上児については、10月以降は給食材料費のみご負担いただくこととなります。また、3歳未満児については、これまでも利用者負担額に給食材料費が含まれておりますので、10月以降も利用者負担額に変わりはありません。

なお、幼稚園の行事費、通園バス代、給食材料費、暖房費などの徴収に関しては、みどり幼稚園の判断となります。

続いて、4つ目の徴収方法についてですけれども、保育所につきましては、各金融機関において口座振替による納付を行っておりますので、改正後も引き続き口座振替による納付を行ってきたいと考えております。

また、幼稚園につきましても、保育所と同様に口座振替による納付を行っているとのことで、改正後も口座振替による納付をしていただくとのことです。

続いて、最後の、5つ目のさまざまな対応が必要であり、現在の職員体制で対応はできるのかとのことですけれども、10月からの幼児教育・保育の無償化により、いきなり劇的に幼稚園や保育所の利用が増えることは考えにくいわけですが、今まで以上に利用しやすくなることから、増える可能性もありますので、新年度に向けて新たに保育士を増員するなど、体制を整えてしっかりと対応してまいります。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

幼児教育無償化、3歳児未満児の給食材料費、1カ月当たりだいたいどのくらいになりますか。

2問目に、幼稚園の1カ月当たりの経費はどのくらいになりますか。

3問目に、保育士が不足しているということで、来年度、採用の見込みがあるのか聞かせて

ください。

○議長（仲亀佳定君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

本町の保育所においては、主食および副食の完全給食を実施しており、1人1カ月あたりの給食材料費は約7,500円となります。10月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児については、利用者負担額は無料となりますが、利用者負担額に含まれている副食給食費については、今までどおりお支払いいただくことになります。

参考までに、副食給食費については、月額4,500円が国の基準となっておりますが、本町では主食の提供も含めた上で月額4,500円とさせていただきたいと思っております。

したがって、今年度10月から1カ月当たり3歳以上児については4,500円のみのご負担をいただき、住民税が非課税とならない3歳未満児については、給食材料費が含まれた利用者負担額を、これまでどおりにご負担いただくことになります。

続いて、みどり幼稚園につきましては、民間幼稚園ですので、経営の中身までは町で把握することはできませんけれども、平成29年度からそれまでの私学助成から施設型給付に移行したため、町で利用者負担額を算定し、幼稚園で徴収しております。

参考までに、平成30年度のみどり幼稚園の利用者負担額は、年間約380万円でした。幼稚園の必要経費等については、国で定めた公定価格というものがあり、その公定価格から園が徴収した利用者負担額、約380万円を差し引いた金額が町に委託料として請求されます。この委託料は、国、県、町の負担割合において、それぞれが負担しております。

なお、平成30年度のみどり幼稚園の委託料については、年間約3,250万円で、1カ月当たりにすると約270万円となっております。

最後のご質問ですが、現在、栄保育所には園児が58名に対して、保育士が8名、富河保育所には園児46名に対して、保育士が7名、町立保育所全体で園児104名に対して、保育士が15名となっております。

都市部などで保育士の不足から発生する待機児童等も、本町では起きておりませんし、昨今は年度途中に3歳未満児の入所希望者が増える傾向にありますけれども、現在のところ、余裕を持って受け入れができる体制にあります。近年は特に若い世代の共働き世代が増える傾向にありますので、今後も、新規採用等を含めて、保育士の確保に努めながら、子育て支援をしっかり行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

課長に質問なんです、その3歳未満児、副食材料費と主食代込みで4,500円ということですが、実質的な3歳未満児の給食材料費の副食材料費ですか、その実質的に支払う金額はおいくらになるんですか。

○議長（仲亀佳定君）

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野勝君）

ただいまの市川議員の質問にお答えしたいと思います。

実質ということですが、先ほど町長の答弁にもありましたけども、1カ月当たりの、本町においては主食と副食、すべて完全給食を実施しておりまして、1カ月当たりの給食材料費として7,500円実際にかかっているわけです。今回、3歳以上児については、副食給食費として4,500円という国の基準がありまして、基本的に3歳以上児は副食を提供すればいいということなんですが、うちの町ではずっと、過去何年も前から完全給食を実施しておりますので、実際のところ7,500円、経費としてはかかっているんですけども、国の基準に準じて4,500円を副食材料費としていただくことになります。

3歳未満児については、その1カ月当たりの保育料、利用者負担額って、紛らわしい言葉を使っているんですけども、その中に含まれるということです。今まで、例えば月額保育料が1万円かかっている人については、そのまま1万円ということで、もともとが利用者負担額の中に給食費が含まれているという解釈です。

ただ、そこが明確に、その材料費がいくらとあって、保護者の皆さんに通知をしているわけではなくて、あくまでもそれを含めた上で、利用者負担額ということです。

今までずっと徴収をしておりましたので、今回、無償化ということで給食代は別途ちゃんと金額を出して、3歳以上児からは取るということになりました。

3歳未満児については、新たに取るということはないんですけど、今までどおり、その利用者負担額に含まれているという解釈で、つまり3歳未満児については、10月以降も全く変わらない保育料を納めていただくという形で、ただその中に給食費はいくらですよということは、明記しないので、あくまでも利用者負担額として、保育料として、段階に応じて払っていただくという形になります。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、2番目の質問を終了いたします。

次に、3番目の質問を求めます。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

消防団の支援ですね。消防団は、急速な少子高齢化や過疎化の中で消防団員の確保に苦慮しています。新たな団員の確保は難しいと考え、以下の質問を行います。

1. 今現在の団員数とその家族を含めた人数を。
2. 消防団の活動に協力体制のある事業所はあるのか、見込みはあるのか。
3. 職員の消防団員への加入について伺います。
4. 消防応援の協賛店や協力店はどうなっているのか。
5. 各詰所の耐震化と更新について。
6. 更新期を迎える消防車の現状を。

以上、6点を伺います。

○議長（仲亀佳定君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、6つのご質問にお答えいたします。

まず1つ目の、現在の団員数とその家族を含めた人数ですけれども、本年度の南部町消防団の団員数は、団長以下400名です。そのうち機能別消防団員が7つの部に13名所属しておりますので、それ以外の団員は387名となっております。現在の条例定数というのは420名です。なお、家族を含めた人数は、把握しておりません。

それから2つ目の、消防団の活動に協力体制のある事業所はあるのか、見込みはあるのかとのご質問ですけれども、本町では、平成28年1月に南部町消防団協力事業所表示制度実施要綱を制定しており、現在、5つの事業所に表示証を交付させていただいております。これらの事業所におきましては、いざ火災等の災害が発生した場合等は、従業員の消防団活動に対し、積極的なご配慮をいただいております。

ちなみに申しますと、中部セグメント株式会社・株式会社峡南組・中央化学株式会社山梨工場・アリメント工業株式会社・日本軽金属株式会社蒲原製造所、以上の5社であります。

また、見込みはあるのかとのご質問ですけれども、今後、協力事業所が増える見込みのことかと思われますので、新たに南部町へ進出していただける企業等も含め、積極的に申請ならびに協力の呼び掛けを行っていきたいと思っております。

次に、3つ目の職員の消防団への加入についてでありますけれども、現在、役場職員の消防団への加入状況は、南部分団の4つの部に5名、富沢分団の7つの部に16名、あと、本部団員として23名の合計44名が団員登録しております。南部町消防団の約1割に当たるかと思えます。なお、若手職員は必ずいずれかの部の団員として活動しております。

次に、4つ目の消防応援の協賛店や協力店はどうなのかとのご質問ですけれども、これは、消防団員やその家族が、あらかじめ登録された店舗において、割引等の特典を受けられる消防団員サポート事業のことだと思いますけれども、現在、南部町では、この事業は行っておりません。山梨県内でこの事業を実施している市町村は、13市町村であります。先般、県において、未実施の市町村を含め全県下の団員を対象として協力してくれそうな事業所を調査し、「山梨県消防団員サポート事業促進施策」として取り組みを行っていく説明がありましたので、今後、県と協議の上、実施していければと考えております。

次に、5つ目の各部の詰所の耐震化と更新についてですけれども、現在、南部町消防団は、南部分団・富沢分団21部と本部の22部があり、ポンプ車を格納する車庫と、団員が休憩や待機する部屋を備えている消防団の詰所は、佐野の11部と本部を除いた20の部となっております。

このうち、南部分団第4部・9部・10部と富沢分団の各部のポンプ室は町有施設で、全て平成に入ってからのもので、耐震基準は満たしております。

また、それ以外の部につきましては、各地区で建築したため、建築年月日の確認はしてありませんが、南部分団の第1部・2部・7部は鉄骨造り、第3部と5部は鉄筋コンクリート造りであり、耐震性はあろうかと思えます。南部第6部は木造平屋建てであり、耐震性については確認してありません。南部第8部のポンプ室につきましては、現在、雨漏り等がひどく、町に建替えの要望が来ておりますので、現在、交通防災課において検討をさせております。

いずれにしろ、今後のポンプ室の更新につきましては、財政的な面もありますので、地域の皆さまとも相談の上、更新をしていくようになるだろうかと思います。

最後に、6つ目の更新期を迎える消防車の現状についてですが、現在、南部町消防団には、ポンプ自動車17台、可搬ポンプ積載車が5台、可搬ポンプ積載の軽トラック車が13台整備されています。このうち、可搬積載の軽トラックについては、緊急車両の登録や保険料と車検費用は町で負担する関係上、町所有の登録としてありますが、維持管理や修繕、買換え等は各地域で行っております。その他のポンプ自動車や可搬積載車につきましては、現在、富沢分団第1部のポンプ自動車が平成5年の登録ですので、26年が経過しており、その他のポンプ自動車につきましても、20年以上経過したものが7台あります。

しかし、各ポンプ自動車の走行距離は1万キロ未満で、オイル交換や車検整備等もしっかり行っていますので、現在のところ、車体の劣化は少ないかと思われます。また、ポンプ車のポンプ自体と可搬ポンプにつきましても、毎年、性能試験を6月に専門業者をお願いして実施しており、異常があればその都度、修繕等を行っていますが、交換部品等が無くなってきているものが出てきているとも聞いております。

今後、ポンプ車等の入替えは考えなくてはなりません、現在は、ポンプ自動車等の更新に対する国の補助金は無く、入れ替える場合は、町単独の予算で行わなければなりませんので、今ある車やポンプをできるだけ大切に長く使用していくことに努めております。

以上が、各質問に対する回答となりますが、いずれにいたしましても、議員がおっしゃっており、各部とも消防団員の確保には苦慮している状況だと聞いております。このため、区長会等においても、消防団への加入の協力をお願いをしております。

今後、すぐにではありませんが、団員の減少等による消防団の区域の見直しや部の統合・再編、各部のポンプ車等のあり方については、消防団幹部や団員、区長の皆さまと相談しながら進めていくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

消防団への支援です、消防団の団員が400名ということですが、家族を含めるとゆうに1千人を超えると思います。山梨県消防団員サポート事業促進施策として取り組みを行うとのことですが、実施はいつごろを考えておりますか。

2番目に、協力体制の事業所は5社ということですが、今後も協力体制の事業所を積極的に呼び掛けてもらいたいと思います。

3番目に、各詰所の耐震化ですが、富沢分団すべてと、南部分団4・9・10部はOKであり、6部が木造づくりで8部は雨漏り等で不安とのことですので、早急の対処が必要と思われますがいかがですか。

最後に、消防車の更新時期に近いのは富沢分団第1部の26年経過の車両ということですが、もし入れ替えの際には、この古い車両はどう処分いたしますか。

以上、伺います。

○議長（仲亀佳定君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

まず、1つ目の山梨県消防団員サポート事業促進施策の実施はいつごろ考えているかとのご質問ですけれども、県の説明会が7月にあったばかりであり、今後、県が導入への説明を各市町村に訪問して進めていくということです。県との協議の上、早めに実施ができるよう進めていきたいと思っております。

次に、2つ目の消防団協力事業所の呼びかけについては、積極的に呼びかけを行っていきたいと思っております。

次に、3つ目の詰所の件ですが、先ほども答弁しましたように、南部第8部のポンプ室の建て替えにつきましては、交通防災課において検討をさせており、来年度実施できるような方向で進めております。

また、南部第6部につきましては、すぐに更新しなければならないという状況ではありませんが、今後、地域の要望等があれば進めていくようになるかと思います。

最後に、4つ目の消防車ポンプ車の古い車両の処分はどうしていますかとの質問ですが、今までの入れ替えの車両につきましては、購入の際には、下取りに出すか、廃車処分等をしておりました。

現在の車両につきましては、先ほども答弁しましたように、修繕等を行い、使えるうちは使っていきたいと思いますが、今後、更新する場合の処分方法については、使用可能であれば、売却、下取り等の検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

以上、町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

課長に。もし新しい車両を購入するときに、古い車両の処分で、今、官公庁オークションがありまして、そこにオークションで消防車はかなり出るんです。売れている車もありますので、そちらに出すような考えはありませんか。

○議長（仲亀佳定君）

稲葉交通防災課長。

○交通防災課長（稲葉芳幸君）

ただいまの市川議員のご質問ですが、先ほど町長のほうでお答えしたように、下取り、売却、そのへんもまた使用状況を見て、売れるものであれば考えていきたいと思っております。

その際には、いろいろなサイトとか、そのへんはまた研究したいと思っております。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、市川強議員の一般質問を終了いたします。

次に、3番、高橋茂広議員の質問を許します。

3番、高橋茂広議員。

○3番議員（高橋茂広君）

お願いいたします。

空き家対策の今後の取り組みについて、町長に質問いたします。

近年の人口減少や、高齢化に伴い増加する空き家対策については、今や全国的な問題であり、総務省の「住宅・土地統計調査」によれば、2018年10月の全国の空き家数は846万戸で、空き家率は13.6%になっています。

本町においても、2013年の調査で空き家は228戸あり、内訳では住める状態の空き家が64戸、多少の修繕が必要な空き家は92戸、大規模な修繕が必要な空き家は72戸あり年々増えていると推計されます。

適切な管理が行われていない空き家は、地震、台風等の自然災害により倒壊する恐れや、建築材等の飛散による近隣家屋への損害、そして不特定者が建物等に侵入して火災を発生させたり、犯罪を起こす恐れがあります。

また、景観上も好ましくなく、人口減少対策としての移住、定住者を呼び込もうとしても敬遠される可能性があります。

国は、適切な管理がされていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているとして、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が、2015年5月に全面施行されました。

施行から3年以上が経過し、本町でも今年3月に期間を5年間とした「南部町空き家等対策計画」が策定されましたが、本町における空き家対策の今後の取り組みについて質問いたします。

1点目として、空き家等対策特別措置法で特定空き家等が定義をされていますが、本町においても早急に特定空き家等を把握し、所有者に対し撤去や修繕を促し、利用できる空き家は空き家バンクへの登録など、空き家の有効利用や適正管理につながるよう空き家の再調査を行う必要があると思います。

空き家等対策計画の策定後の再調査の実施状況について伺います。

2点目として、空き家対策事業を行う上で、本町独自の空き家の改修や解体費用への補助金制度や、空き家所有者、地域住民、町の責務を定めた空き家等の適正な管理を定めた条例の制定の必要性を含めた今後の対応について伺います。

3点目として、本町においても今後人口減少や高齢化が進展する中で、さらに空き家が増加することが予想されます。

空き家対策は、管理されていない危険な特定空き家等の対策と、所有者による空き家の適切な管理および有効利用の両面がありますが、今後、どのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（仲亀佳定君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

高橋議員のご質問にお答えいたします。

この空き家対策というのはやはり、南部町が今控えている、大変大きな問題でして、これからどうするのか、これは皆さんと一緒に考えていかなくてはならないかと思っております。

最初に、空き家の調査についてですが、今年6月に町職員による家屋の老朽化等の全町調査を行いました。調査結果は、居住していないと思われる家屋のうち、老朽家屋が47棟、居住可能と思われる家屋265棟でした。

2点目の質問ですが、家屋については、登記簿に登録していない家屋があることに加え、相続等が確定していない例も多く、法律上の所有者が確定していないことが空き家対策を困難にしている原因になっています。所有者が確定していても、家屋は個人財産であることから、その価値を高めることとなる改修等に、公費による補助金制度を創設することは考えておりません。また、町民への行政サービスに活用すべき財源を、町民でない所有者の利益になることに使用するという観点からも補助は問題があると考えております。

今後の対応ですが、今年3月に定めた「南部町空き家等対策計画」の運用を基本的な方針としていきます。これまでの具体的な対応として、今年4月の区長会において、各区長さんに、対応に苦慮している老朽家屋の情報提供をお願いしました。

南部区から要望があり、現地確認及び調査を行い、所有者と想定される方に、建物の適切な維持管理を行うよう促す通知をいたしました。この案件は、このまま放置され続ける場合は、必要に応じて「特定空き家」に認定し、その後、法律に基づく措置を順次実施することになると思われます。

空き家対策は、空き家法の制定により、所有権等の民法上の問題は前進しましたが、解体撤去に伴う問題は、依然解決されておられません。個人が解体を行わない場合、町が解体を代執行する際の法的手続きや、解体費用を所有者が払わない場合の賠償請求の法的手続き、また相続放棄などによる所有者不在の場合の解体費用など、まだまださまざまな問題が残っているのも事実です。今後の国の更なる方針等に注視しながら、慎重にことを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

3番、高橋茂広議員。

○3番議員（高橋茂広君）

今、答弁をいただきましたけれども、次の3点について、再質問をさせていただきます。

1点目として、ただいまの答弁で職員による全町調査の結果、居住可能な家屋が265棟、老朽家屋が47棟とのことですが、老朽家屋47棟のうち、「特定空き家」といわれる、いわゆる危険な空き家はあるのか伺います。

2点目として、町民でない所有者の個人財産に公費による改修や、解体の補助制度を創設することは考えていませんということですが、それはもちろん私にも分かりますが、少し視点を変えていただいて、町外に住んでいても空き家バンクに登録している空き家の購入や、5年以上の賃貸を条件に改修費用の一部を補助するとか、また解体についても固定資産税等をしっかり納付していて、解体後の跡地の管理を条件に危険な空き家に対して、解体費用の一部を補助する。特に、危険な空き家の解体については、解体はしたいが費用がかかるためできない所有者が非常に多いと聞きます。町民の生命、身体、財産を守り、移住定住の促進、また地域活性化という政策目的もあります。

危険な空き家の早期撤去や、空き家の有効利用促進と、危険な空き家にさせないため、また行政代執行という最終手段をとらないためにも、今後、解体と改修費用の一部補助制度は必要になると思いますけど、再度伺います。

あと３点目として、所有者の土地・建物の管理義務の明確化や、特別措置法で対応できないものについて、より効果的に対応、また実行するため、そして条例として制定されることで、空き家対策の取り組みが一段と活発化するというふうに思うんですけど、その条例の制定について考えを伺いたいと思います。

○議長（仲亀佳定君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

最初に、老朽家屋４７棟の中に特定空き家等に該当するものがありますかとおっしゃるんですけど、今年３月に定めた「南部町空き家等対策計画」第３章において、防災・衛生等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているもの、あるいは及ぼす恐れのあるものについて、特定空き家等に認定、その後、指導、勧告、命令代執行等の措置を行うことを検討すると明記されております。

今年３月に計画策定をした中で、防災・衛生等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものについては、地域住民という観点から、各区からの要望に基づいて、現地調査を行い、認定の可否を決定する方向で計画の運用を始めました。今後、この運用が支障を来すようであれば、さらに検討していきたいと考えております。したがって現在、特定空き家等というくりに該当する建物はないと考えております。

なお、最初の答弁で申し上げました、南部区から情報提供があった建物については、今後、特定空き家等に該当していく可能性があると考えております。

２番目、および３番目の質問については、最初にお答えした内容と一部重複しますが、補助制度については、近隣では富士市が解体に３０万円の補助をしていると思います。本町では、基本的には個人の責任で対応すべき案件であること、また空き家の所有者の大部分が町外の人であることなどから、補助制度の創設は今のところ考えてはおりませんが、近隣の状況等の推移を見ながら、必要に応じて検討せざるを得ないかなとは思っております。

３番目の条例の制定ですけれども、町の条例で定める意義は、主に町の方向性を強く明確に示すことが、主な目的になると考えています。条例の意義を強くする場合は、過料などの罰則規定を定めることも必要かと思いますが、十分な検討をして判断していかなければなりませんので、慎重にならざるを得ません。

今後、空き家対策は必要度が増すことは十分承知しておりますが、計画策定から運用が始まって半年という中、また財政的負担も生じることなどから、今後の方向性については、慎重に総合的に判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

3番、高橋茂広議員。

○3番議員（高橋茂広君）

答弁ありがとうございました。

これは質問ではないんですけども、私の考え方として聞いていただきたいと思います。

この空き家対策を考えると重要なことは空き家にしないこと、また空き家になったらしっかりと管理をして、危険な空き家にしないこと。また、空き家の有効活用をすることだというふうに思います。

また、危険な空き家は早期に解体をすることだというふうに思います。

また、これらのことを所有者にしっかりと理解してもらうことが重要ではないかと思います。そのために、空き家防止セミナーなどを開催して、空き家に関する知識の普及を図り、空き家の発生を未然に食い止めるような活動が必要になってくるのではないかというふうに考えています。

本町でも、空き家の棟数が前回の調査より約6年で84棟増加しているという現状を踏まえまして、本町の空家等対策計画も策定されたばかりでありますし、また財源等の問題もあり、思い切った施策は行えないと思いますが、民間の活用やボランティアとの共同なども可能性があるのではないかと思います。

そして、小規模な自治体でも使える支援策の充実を、国や県へ強く要望していただいて、子どもや若者がこの町に住みたい。また住もうと思うような、また町民の皆さんが安心して住み続けることができるような空き家対策の充実を図りながら、取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、高橋茂広議員の一般質問を終了いたします。

これで、一般質問を終結いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第10 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日11日、水曜日には文教厚生常任委員会、明後日12日、木曜日には総務建設常任委員会の審査が行われます。

会場は2階大会議室、開会は午前9時であります。

時間までに2階大会議室にご参集くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後3時23分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年9月10日

南部町議会議長

仲 亀 佳 定

会議録署名議員

遠 藤 光 宣

会議録署名議員

木 内 秀 樹

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

滝 基 成

令和元年

南部町議会第3回定例会会議録

9月18日

令和元年南部町議会第3回定例会（第2日目）

議事日程（第2号）

令和元年9月18日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開議
3. 日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 現地視察

4. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番	木内秀樹	2番	遠藤高芳
3番	高橋茂広	4番	若林良一
5番	望月光彦	7番	若林一明
8番	市川 強	9番	望月藤一
10番	堀之内可和	11番	遠藤光宣
12番	仲亀佳定		

5. 欠席議員（1名）

6番 小泉昇一

6. 会議録署名議員

2番 遠藤高芳

3番 高橋茂広

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（5名）

子育て支援課長	佐野 勝	福祉保健課長（兼） 地域包括支援センター所長	佐野 武人
建設課長	望月 一臣	企画課長	望月 一希
学校教育課長（兼） 学校給食共同調理場所長	市川 隆		

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 滝 基成

開議 午前 9時30分

○議長（仲亀佳定君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和元年南部町議会第3回定例会、2日目の会議を開きます。

本日、6番、小泉昇一議員より欠席の届けが提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しておりますので、令和元年南部町議会第3回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（仲亀佳定君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番 遠藤高芳議員および3番 高橋茂広議員の両名を指名いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第2 ただいまから、現地視察を実施いたします。

順路は、お手元にお配りいたしました行程表のとおりであります。

ただちに現地に向かいますので、準備をお願いいたします。

《現地視察》

○議長（仲亀佳定君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、次の本会議は、明後日9月20日、金曜日、午前9時30分より3日目を開きます。

議員の皆さまは、午前9時までに控え室へご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午前11時54分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年9月18日

南部町議会議長

仲 亀 佳 定

会議録署名議員

遠 藤 高 芳

会議録署名議員

高 橋 茂 広

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

滝 基 成

令和元年

南部町議会第3回定例会会議録

9月20日

令和元年南部町議会第3回定例会（第3日目）

議事日程（第3号）

令和元年9月20日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ

2. 開議

3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 請願審査の委員長報告・質疑・討論・採決

日程第3 町長提出議案審査の委員長報告・質疑

日程第4 町長提出議案の討論・採決

議案第80号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第81号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第82号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号）

議案第86号 令和元年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第87号 令和元年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）

議案第88号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第89号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第90号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第91号 令和元年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）

議案第92号 令和元年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成30年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成30年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成30年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成30年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 7号 平成30年度南部町陸合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8号 平成30年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 9号 平成30年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出
決算認定について
認定第10号 平成30年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第5 閉会中の継続調査について

追加日程第1

- 発委第 1号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充
を図るための意見書の提出について

4. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番	木内秀樹	2番	遠藤高芳
3番	高橋茂広	4番	若林良一
5番	望月光彦	7番	若林一明
8番	市川強	9番	望月藤一
10番	堀之内可和	11番	遠藤光宣
12番	仲亀佳定		

5. 欠席議員（1名）

6番 小泉昇一

6. 会議録署名議員

4番 若林良一

5番 望月光彦

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

町 長	佐野和広	教 育 長	芦澤和彦
代表監査委員	若林泰文	参 与	望月一弥
会計管理者 (兼) 出納室長	望月 浩	総務課長	小倉弘規
財政課長	遠藤良彦	企画課長	望月一希
税務課長	佐野彰紀	交通防災課長	稲葉芳幸
子育て支援課長	佐野 勝	福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長	佐野武人
住 民 課 長	四條理恵	産業振興課長 (併) 農業委員会事務局長	梶原 猛
建設課長	望月一臣	水道環境課長	渡辺雄治
デイサービスセンター所長	青木正和	アルファセンター所長	遠藤 成
健康管理センター所長	仲 亀 哲 也	学校教育課長 (兼) 学校給食共同調理場所長	市川 隆
生涯学習課長 (兼) 公民館長・文化館長 (兼) アルカディアスポーツセンター所長	木内一哉	税務課課長補佐	渡辺 基
建設課課長補佐	望月文広	交通防災課課長補佐	若林安彦

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議 会 事 務 局 長 滝 基 成

○議長（仲亀佳定君）

皆さん、おはようございます。

令和元年第3回定例会3日目にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、18日の現地視察、また、2日間における委員会審査での慎重審議、大変ご苦勞さまでした。

現地視察では、旧睦合保育所施設改修工事、上福士川橋橋梁耐震工事、福士平宅地分譲地の整備状況等について、担当課長よりそれぞれ説明を受けました。

また、万沢小学校との統合を控えた富河小学校改修工事の進捗状況等についても、担当課長から説明を受けました。

これから、新たな校舎となり、子どもたちの大好きな学び舎として親しまれることを願うものであります。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、議員各位には円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、定例会3日目のあいさつといたします。

本日、6番、小泉昇一議員より欠席の届けが提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（仲亀佳定君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番 若林良一議員および5番 望月光彦議員の両名を指名いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第2 文教厚生常任委員会に付託いたしました請願第1号を議題とし、委員長からの審査報告、報告に対する質疑・討論・採決を行います。

請願第1号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願について、文教厚生常任委員会、市川強委員長、報告をお願いいたします。

市川強委員長。

○文教厚生常任委員長（市川強君）

おはようございます。

請願の審査結果について報告いたします。

今期定例会において、議長より文教厚生常任委員会に付託されました、請願第1号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について、9月11日、午後1時55分より、南部町役場本庁舎2階会議室において、慎重に審査いたしました結果、課題が複雑化、困難化する学校現場において、子どもたちが一定水準の教育を受けられるための教育環境の実現は極めて重要なことであり、請願の趣旨に沿うことが妥当であると全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この結果につきましては、会議規則第94条第1項の規定に基づき、別紙のとおり議長に委員会報告書を提出してあります。

以上で、報告を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、請願第1号に関する委員長報告を終了いたします。

市川委員長はその場でお待ち願います。

それでは、請願第1号に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、請願第1号に関する質疑を終結いたします。

市川委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

請願第1号 「教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願」については、委員長の報告のとおり、採択すべきものとするに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、請願第1号については、採択することに決定をいたしました。

○議長（仲亀佳定君）

日程第3 常任委員会に付託いたしました町長提出議案を議題とし、審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

最初に、総務建設常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

総務建設常任委員会の委員長報告を求めます。

総務建設常任委員会、若林一明委員長、登壇願います。

○総務建設常任委員長（若林一明君）

総務建設常任委員会、委員会審査報告をいたします。

本委員会は、令和元年9月12日、木曜日に開会し、午前9時から午後1時40分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長の私、若林一明、望月藤一委員、望月光彦委員、遠藤高芳委員、木内秀樹委員、仲亀佳定議長です。

執行部からは、産業振興課・農業委員会、総務課、交通防災課、財政課、税務課、企画課、建設課、議会事務局の各課長、局長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、総務建設常任委員会に付託された議案第80号から認定第10号までの11件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも

原案どおり、可決および認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、別冊の総務建設常任委員会審査報告書より、抜粋して報告いたします。
報告書をご用意ください。

はじめに、産業振興課・農業委員会です。

2 ページ、議案第 85 号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）、歳入、

問 12 ページ、15 款県支出金、2 項県補助金、4 目農林水産業費県補助金の 1 節の県営
中山間地域総合整備事業費補助金の説明を。

答 県営中山間地域総合整備事業補助金 773 万 7 千円について、県営の中山間事業で行った成島のほ場整備による農地境界と地権者を確定し、登記申請するための測量業務委託料、新規で 686 万 4 千円。当初から盛っていた換地業務に関連した委託業務の増額分 84 万 4 千円。成島換地委員会への補助金が増額分 2 万 9 千円です。すべての 10 分の 10 の県補助金となります。

続いて、歳出、最初の

問 19 ページ、5 款農林水産業費、2 項林業費、2 目林業振興費、13 節森林整備等事業委託料について具体的な説明を。

答 森林環境譲与税に伴う委託料 234 万 9 千円です。森林環境譲与税の事業を実施していく場合、初年度に森林経営管理制度における森林所有者の意向調査に対する準備業務をしなければならぬとの県の指導がありましたので、森林環境譲与税基金を減額し、委託料へ充てました。

続いて 4 ページ、認定第 1 号 平成 30 年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、2 つ目の

問 22 ページ、20 款諸収入、5 項雑入、3 目雑入、1 節雑入の指定管理者町納付金について説明を。

答 道の駅なんぶ指定管理者町納付金は、1, 232 万 7, 840 円。町に納付する計算式がありまして、最初の売上額の 1 億円までは 3%、次の 1 億円に対しては 5%、次の 1 億円から 3 億円までについては 7% で計算し、TTC から町に納付されました。

山水徳間の里指定管理者町納付金が 3 万 5, 695 円、里山研究会から黒字になったということで、売上額の 40% が納付されました。

次に、交通防災課です。

7 ページをお願いします。

認定第 1 号 平成 30 年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、3 つ目の、

問 事務概要書 5 ページ、交通災害共済促進事務について、28 年度より加入者が年々減っているが、減ったことの要因と加入状況についての説明を。

答 令和元年度は、8 月末現在で加入者数は 3, 694 人、加入率は 47.8% ですが、県内では高い方です。28 年度までは各区の組長等に依頼して加入申込書の配布や集金をしていただいていたのですが、29 年度分より個人情報保護等の観点から郵送により個人での申し込みとなり、加入者が減りました。広報等はしておりますが、加入率は伸びない状況です。現在、県の検討委員会で広報の方法や見舞金の増額など、加入者を増やすべく協議中ですが、実施については令和 3 年度以降になる予定です。

次に、財政課です。

9ページ、認定第1号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、最初の、

問 11ページ、7款ゴルフ場利用税交付金の内容と、随縁カントリークラブと富士ロイヤルカントリークラブの利用者実績を。

答 ゴルフ場利用税は県税ですが、本町のゴルフ場は2カ所ともに1人1日600円で、そのうち10分の7の420円が町に交付されるものです。

昨年の実績では、随縁カントリークラブの利用者は3万6,155名、富士ロイヤルカントリークラブは4万210名となっております。

次に、税務課です。

11ページをお願いします。認定第1号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、2つ目、

問 9ページ、1款町税、不納欠損額を出さないための取り組みは。

答 折衝、調査、処分差押、搜索等対処した後は、支払う資力のない者・高齢者、転出者、外国に帰国した者など、税額以上に徴収費がかかるなど困難な場合には、致し方なく欠損処理をしています。

次に、企画課です。

12ページ、認定第1号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、2つ目の、

問 事務概要書11ページ、富士見台分譲地の残り区画数は。

答 10区画のうち8区画が契約され、残り2画です。4月以降問い合わせはありません。

特定の要件を満たしていないと申込みできませんので、申込み要件の緩和を検討する必要があると考えております。

次に、建設課です。

14ページ、認定第1号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、最初の、

問 42ページ、5目地籍調査費、地籍調査の現地調査は終了したか。また、現在の業務について説明を。

答 平成30年度に行った現地調査、陵草・日向・中沢の調査はすべて終了しました。

また、平成30年度に現地調査した地区の閲覧を31年度中に実施します。

なお、本年度は、平成26年に現地調査を行った成果を県・国の認証を得て法務局に入れ込みの作業を行っているところです。

次に、総務課・分庁舎・万沢支所です。

15ページ、議案第85号 令和元年度南部町一般会計補正予算(第3号)、歳出、2つ目の

問 17ページ、5目分庁舎費、15節工事請負費の説明を。

答 健康増進法の改正によって、今年の7月1日から庁舎、学校、病院などは敷地内禁煙となり、本庁舎同様に特定屋外喫煙場所(喫煙所)を設置するための工事費です。

以上で、総務建設常任委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長(仲亀佳定君)

委員長報告が終わりました。

若林委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

若林委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員会、市川強委員長、登壇願います。

○文教厚生常任委員長（市川強君）

文教厚生常任委員会、委員会審査報告を行います。

本委員会は、令和元年9月11日、水曜日に開会し、午前9時から午後1時53分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査をいたしました。

出席者は、委員長私、市川強、若林良一副委員長、遠藤光宣委員、堀之内可和委員、高橋茂広委員、仲亀佳定議長。

執行部からは、教育長、総務課長、住民課・医療センター・税務課、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンター、子育て支援課、水道環境課・環境センター、教育委員会の各課長、所長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、文教厚生常任委員会に付託された議案第82号から認定第6号までの14件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり、可決および認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、別冊の文教厚生常任委員会審査報告書より、抜粋して報告いたします。

報告書をご用意ください。

はじめに、住民課・医療センターです。

3ページ、議案第88号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、南部診療施設勘定、

問 55ページ、2款1項1目医療用機械器具費、18節備品購入費235万4千円の説明を。

答 胃カメラに使用する内視鏡スコープです。現在、診療所では2本のスコープを使用し、患者さんを検査する際にスコープを交互に消毒して使用しています。その1本のカメラの画質が悪くなり、検査の際に支障が生じてしまうため、補助金を利用して購入いたします。

続いて、4ページ、認定第1号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、5つ目の

問 昨年度と比べて外国人登録の推移は。

答 29年度末38人から16人増え、30年度末は54名です。

8月31日現在では68名で、主として事業所で雇用されております。

次に、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンターです。

8ページ、認定第1号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、2つ目の、

問 39ページ、3目母子保健費、20節扶助費について、事務概要書22ページに不妊治療助成金で、3組42万160円と出ているが説明を。

答 不妊治療助成金については、1組に対し、最大5回まで、上限額20万円となっており、不妊治療の種類は問いません。

続いて9ページ、歳出、1つ目の、

問 ちょっくりボランティアの登録者数は何人か。仕事の割り振りは。

答 協力員男性14名、女性30名、合計44名です。利用者は29名です。地区単位でボランティア協力員の登録にはばらつきがあり、利用者の依頼内容により、即時対応が難しいケースもありますので、今後、研修会等を通じて協議をしていきたいと思います。

次に、子育て支援課です。

10ページ、議案第85号 令和元年度南部町一般会計補正予算(第3号)、歳出、2つ目の、

問 18ページ、3款2項3目保育所総務費、11節需用費の修繕料と15節工事請負費について詳細説明を。

答 修繕料は、富河保育所の年長室のエアコン修理代66万5千円です。大規模改修から20年が経過しています。栄保育所の屋根の防水修繕料250万円となります。工事請負費については、栄保育所の駐車場改修工事費に632万5千円です。場所は、町の所有である、アルファセンターが管理する駐車場の隣のゲートボール場を改修いたします。

面積が1千平方メートルで35台程度駐車できるようになります。ゲートボール場に現在設置されている消火栓、ベンチ、小屋等の移設費用も含まれております。

設計は建設課に依頼しました。入札を行います。

次に、水道環境課・環境センターです。

12ページ、認定第1号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、2つ目の、

問 事務概要書33ページ、合併浄化槽の補助金の金額について。

答 住宅の場合の補助金額は、5人槽48万2千円、7人槽67万6千円、10人槽109万9千円、12人槽122万8千円です。

続いて、13ページ、認定第2号 平成30年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入、最初の、

問 5ページ、2款1項1目簡易水道使用料について、収入未済額の未納者と今後の対応は。

答 現年度分収入未済額は181万2,600円で、未納者は127人、299件です。

過年度分収入未済額は984万8,797円で、未納者は123人、2,065件となっています。

平成30年度より給水停止処分取扱い要綱に基づき給水停止措置を行っております。

昨年度の実施状況は、給水停止予告を行った件数は93件、そのうち実際に給水停止を実施した件数は21件です。

また、納付の意思があるがまとめて納付できない等の相談があり、分納計画によって納めていただいている件数は34件です。

なお、現在も引き続き給水停止継続中の世帯は7件ですが、居住していない世帯です。

実際に停止する場合は、福祉保健課などの協力を得ながら、家庭の状況を把握した上で実施しています。

次に、教育委員会です。

14ページ、議案第85号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号）、歳出、最初の、問 21ページ、4目学校適正配置事業費、15節工事請負費の中の小学校外構改修工事費の内容について。

答 校庭の体育器具などを収納する老朽化した倉庫とコンクリート製階段を撤去し、新たにプレハブ倉庫1棟を設置する費用です。

また、低いフェンスを撤去して、新たに延長86.5メートルのフェンスと門扉を設置し、単独浄化槽を撤去するものです。

続いて、16ページ、認定第1号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、4つ目の、

問 事務概要書50ページ、教職員数のうち町単教諭は、万沢小2名、南部中1名配置し、他の学校にはいないが支障はないのか。

答 万沢小学校については、複式学級を解消するために配置しており、南部中学校は、数学・英語等を3クラスで対応する必要があるため配置しております。

その他の学校においては県費教員で対応しております。

以上で、文教厚生常任委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

委員長報告が終わりました。

市川委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、文教厚生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

市川委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で、各常任委員会委員長の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第4 町長提出議案の討論・採決を行います。

はじめに、討論を行います。

まず、議案第80号から議案第84号までの、条例の制定・改正の5件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第80号から議案第84号までの討論を終結いたします。

次に、議案第85号から議案第92号までの補正予算関係について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第85号から議案第92号までの討論を終結いたします。

次に、認定第1号から認定第10号までの平成30年度歳入歳出決算認定について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、認定第1号から認定第10号までの討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

最初に、議案第80号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第80号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第81号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第81号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第82号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第82号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第83号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第83号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第84号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第84号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第85号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第85号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第86号 令和元年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第86号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第87号 令和元年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第87号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第88号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第88号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第89号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第89号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第90号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第90号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第91号 令和元年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第91号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第92号 令和元年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第92号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成30年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、認定第2号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成30年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成30年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、認定第4号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成30年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、認定第5号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、認定第6号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成30年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、認定第7号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成30年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、認定第8号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成30年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、認定第9号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成30年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出

決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、認定第10号については、原案のとおり認定されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（仲亀佳定君）

それでは、会議を再開いたします。

ただいま、文教厚生常任委員会から、請願第1号にかかる意見書の提出についての議案が提出されました。

お諮りいたします。

発委第1号を追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長（仲亀佳定君）

それでは、会議を再開いたします。

○議長（仲亀佳定君）

追加日程第1 発委第1号の意見書の提出についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会提出議案は、お手元へ配布いたしましたとおりでありますので、議案の朗読は省略させていただきます。

提出議案の趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

発委第1号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についてを議題とし、提出委員会より趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会、市川強委員長。

○文教厚生常任委員長（市川強君）

発委第1号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明と代えさせていただきます。

委員会提出議案 1 ページをご覧ください。

発委第 1 号 「教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について」

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和元年 9 月 20 日 提出

南部町議会議長 仲亀佳定 殿

提出委員会 南部町議会文教厚生常任委員会

委員長 市川強

提出理由

解決すべき課題の山積と、困難化する学校現場において、子どもたちの豊かな学びの実現を保障するため、また、全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるように、計画的な教職員定数改善を推進し、教育の機会均等と水準の維持向上のための義務教育費国庫負担制度の堅持および教育条件の格差解消のための教育予算の拡充を政府に強く求めるため、本意見書を提出するものであります。

なお、意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、以上で、発委第 1 号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、趣旨説明を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

発委第 1 号の趣旨説明が終わりました。

市川委員長は、その場でお待ち願います。

次に、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、発委第 1 号に関する質疑を終結いたします。

市川委員長、ご苦勞さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

まず、発委第 1 号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、発委第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

日程第5 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和元年第4回定例会の会期の決定、所管事務研究および調査について、お手元に申出書の写しが配布されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、委員会の所管事務等について、議会閉会中の委員会開催については決定されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日で閉会とすることに決定いたしました。

令和元年南部町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

閉会 午前10時21分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年9月20日

南部町議会議長

仲 亀 佳 定

会議録署名議員

若 林 良 一

会議録署名議員

望 月 光 彦

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

滝 基 成

